

事務事業及び予算の執行実績

(令和4年度分「一部、令和5年度分を含む」)

静岡県御殿場健康福祉センター
静岡県御殿場保健所

目

次

事務事業の概要	1
I 概況	1
1 沿革	1
2 管内の概況	1
3 管内の面積、世帯数及び人口	2
4 管内略図	2
5 組織及び分掌事務	3
6 組織図	3
7 事業の根拠法令調	4
8 職員配置調	7
職員調	8
職員の年齢調	10
健康管理	11
II 課別の事務又は事業の目的、計画、実績（成果）及び評価・改善	12
1 福祉課（総務班）	12
（1）業務の効率的執行の確保	12
（2）職員の健康管理	12
（3）コンプライアンス意識の徹底	12
（4）職員の交通安全対策	12
（5）予算経理及び物品管理	12
（6）庁舎管理	12
（7）災害対策事務	13
2 福祉課（福祉班）	14
（1）地域福祉対策	14
民生委員・児童委員調	14
民生委員・児童委員の活動状況調	14
（2）長寿社会対策	15
高齢者数等の調	16
（3）母子保健対策	18
（4）精神障害者福祉対策	20
3 医療健康課	25
（1）医務関係事務	25
診療機関状況調	25
人口10万対病床数及び医師等の数調	26

立入検査の状況調	2 8
立入検査結果項目別不備数・率調	2 9
医療従事者不足状況調	2 9
(2) 保健医療施策に関する総合調整	3 0
(3) 人材養成事業	3 3
(4) 医師確保対策事業（ふじのくに地域医療支援センター東部支部事業）	3 3
(5) 健康増進対策	3 4
(6) 感染症対策	4 4
感染症患者発生状況調	4 6
エイズ相談等実施状況調	4 8
(7) 難病等対策	5 4
特定医療費等受給者調	5 5
(8) 原子爆弾被爆者対策	5 7
4 衛生薬務課	5 8
(1) 食品衛生関係業務	5 8
(2) 動物愛護管理業務	5 9
(3) 薬務関係業務	6 0
(4) 血液確保対策	6 1
(5) 生活衛生関係業務	6 1
(6) 特定建築物関係業務	6 1
(7) 温泉関係業務	6 2
動物取扱施設立入検査状況調	6 3
特定動物飼養又は保管許可件数調	6 5
犬・猫の愛護管理状況調	6 6
動物をめぐる苦情・相談件数調	6 7
動物愛護ボランティアグループ及び動物愛護推進員 人数調	6 8
咬傷犬事故発生状況調	6 9
生活・環境衛生監視指導状況調	7 0
食品関係営業施設の監視状況調（旧）	7 2
食品関係営業施設の監視状況調（新）	7 6
食品等の収去検査状況調	8 0
食中毒発生状況調	8 2
薬事関係立入検査状況調	8 3
建築物監視指導状況調	8 7
III 会計及び財産	8 8
歳入予算執行状況調	8 8
県収入証紙により徴収した使用料及び手数料調	9 2

現金出納調	9 7
保管現金有高調	9 7
預金調	9 7
郵券等受払調	9 8
歳入歳出外現金調	9 9
歳出予算執行状況調	1 0 0
委託料等歳出予算執行状況節別集計表	1 1 3
委託料等歳出予算執行状況節別集計表	1 1 3
委託料に関する調	1 1 4
補助金支出調	1 2 0
負担金支出調	1 2 2
建築工事調	1 2 4
公有財産調	1 2 6
借地借家等調	1 2 7
事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調	1 2 7
行政財産貸付・使用許可調	1 2 8
備品・図書調	1 2 9
主要備品調	1 3 1

事務事業の概要

I 概況

1 沿革

昭和26年 7月	沼津保健所御殿場支所として設置される。 〔所在地 御殿場市萩原1537の1〕
昭和27年 4月	組織改正に伴い、御殿場保健所となる。 所管は御殿場町、小山町、須山、富士岡、原里、印野、玉穂、高根、須走、北郷、足柄の各村の2町9村
昭和43年11月	庁舎を御殿場市二枚橋字三枚畑287の16に移転する。
昭和59年 4月	組織改正に伴い、沼津保健所御殿場支所となる。
平成 3年 4月	組織改正に伴い、御殿場保健所となる。 総務課、衛生課及び保健課の3課制となる。 管内は、御殿場市・小山町の1市1町
平成 7年12月	現庁舎（御殿場市竈1113）に移転する。
平成10年 4月	「静岡県健康福祉センターの設置に伴う保健所及び福祉に関する事務所の設置に関する条例」及び「静岡県行政組織規則」の改正の施行に伴い同一地内に御殿場健康福祉センターが設置されるとともに同センター内に御殿場保健所が設置される。 総務課、健康増進課、保健福祉課及び衛生環境課の4課制となる。
平成19年 4月	産業廃棄物業務等が東部健康福祉センターへ移管されたことに伴い、衛生環境課が衛生薬務課となる。
平成20年 4月	組織改正に伴い、総務課を廃止し、総務担当、福祉課、医療健康課及び衛生薬務課の1担当3課制に再編される。
平成22年 4月	班制導入に伴い、総務担当が総務班となる。
平成24年 4月	総務班を福祉課に編入し、次長が福祉課長兼務となる。

2 管内の概況

当センターの管轄区域は御殿場市及び小山町の1市1町で、管内面積は330.64k㎡（県土の4.3%）、管内人口は約10万人（県人口の2.8%）である。

管内は、山梨・神奈川両県境と接する本県の最東北部に位置し、富士山と箱根外輪山の間広がる緑豊かな高原地帯である。

交通体系は、東名高速道路の御殿場インターチェンジを中心に、東西を箱根と富士五湖方面を結ぶ国道138号線が、南北を東京と沼津間を結ぶ国道246号線が走り、これらの主要道路を結ぶ道路網の整備も着実に進んできており、県東部地域や首都圏との往来は一層緊密化し、更なる発展

が期待されている地域である。

産業面では、農業、工業、商業、観光などの多彩な産業活動が活発に展開されているほか、国道246号線沿いの富士山麓部に駒門工業団地や富士小山工業団地等の整備が進み、エレクトロニクス、バイオテクノロジーをはじめとする先端技術産業の工場や研究所が立地している。

今後は、新東名高速道路の整備により一層向上する広域交通ネットワーク上の優位性と、ユネスコによる世界文化遺産に登録された富士山をはじめとする豊かな自然環境を生かして先端的な研究・開発・生産機能の集積の促進、地域産業の高度化及び融合化や観光ニーズの変化に対応した魅力ある観光地づくりなど、新しい時代に即した地域づくりが一層進展するものと期待される。

また、県東部地域で推進中のファルマバレー構想（先端健康産業集積構想）により、今後、管内における健康関連産業の振興・集積が期待される。

3 管内の面積、世帯数及び人口

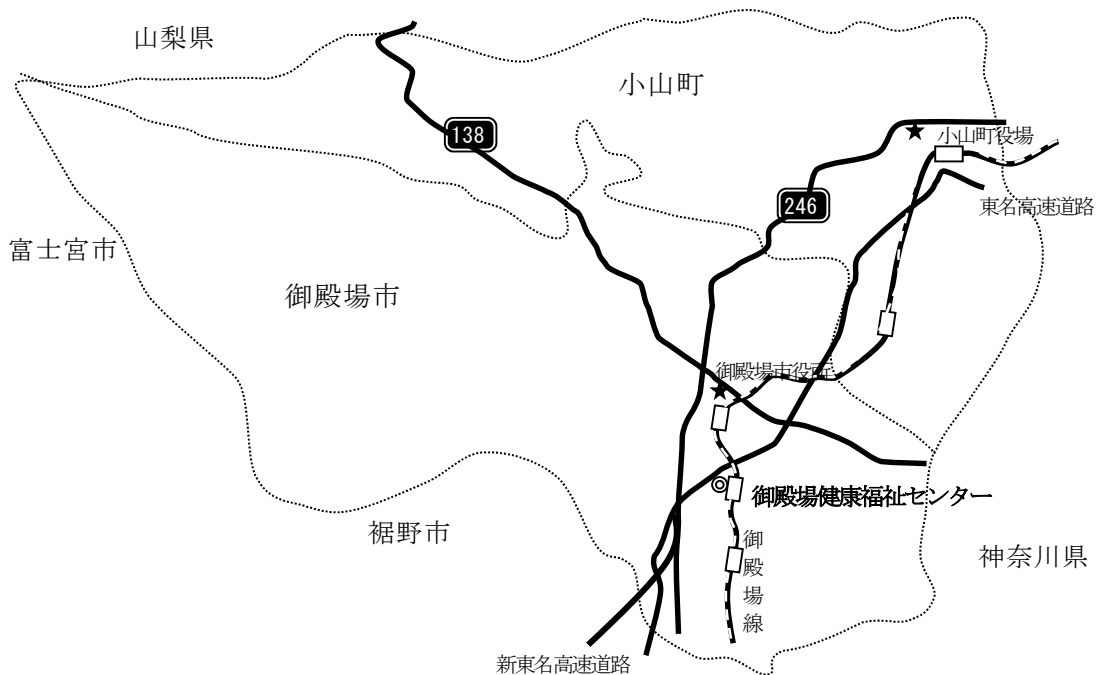
(令和5年7月1日現在)

市 町 別	面 積 (k m ²)	世 帯 数	人 口 (人)		
			男	女	計
御 殿 場 市	194.90	33,119	42,516	40,697	83,213
小 山 町	135.74	6,381	9,420	8,312	17,732
計	330.64	39,500	51,936	49,009	100,945

(注) 世帯数及び人口は令和5年7月1日現在の県統計調査課の推計人口

面積は令和5年4月1日現在の全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）

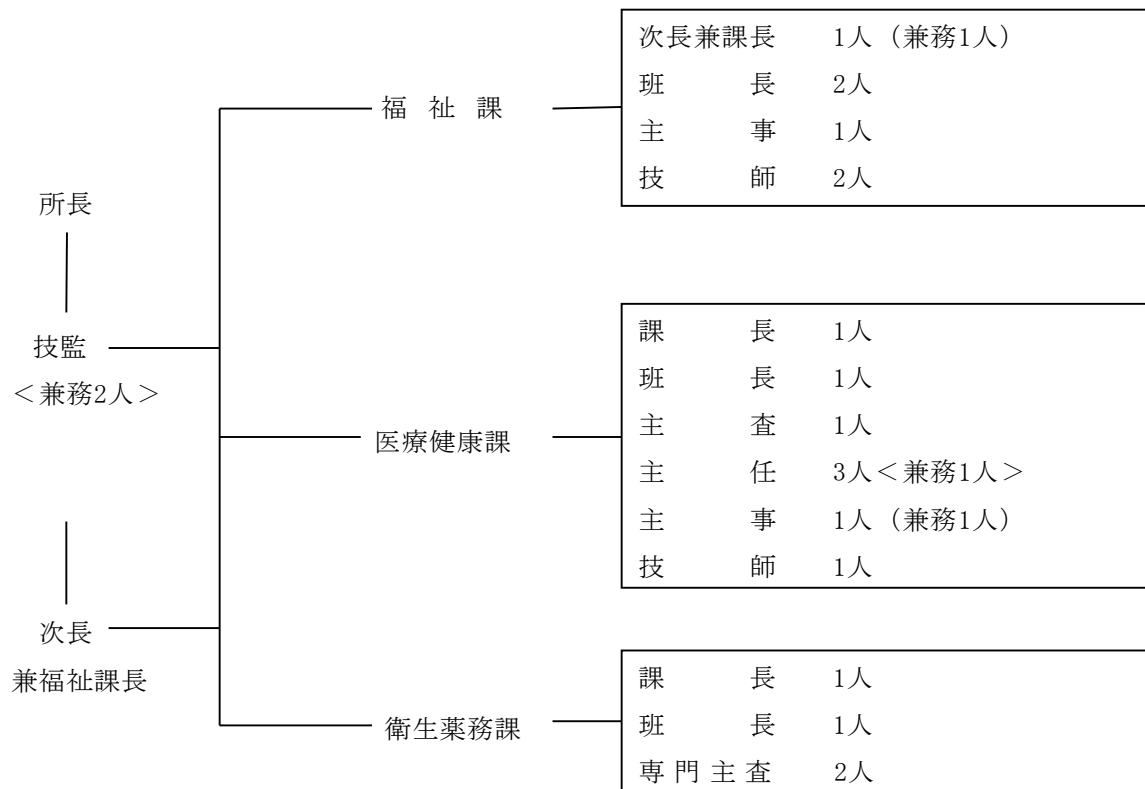
4 管内略図



5 組織及び分掌事務

福祉課	(総務班) 総務・会計、庁舎管理、災害対策関係事務
	(福祉班) 地域福祉関係事務、人権同和対策、子育て支援関係事務、こども家庭関係事務、長寿政策関係事務、障害者政策関係事務、障害福祉関係事務、精神保健福祉関係事務
医療健康課	医療関係事務、疾病・感染症対策、人材養成、健康づくり
衛生薬務課	食品衛生、動物愛護管理、薬務、生活衛生、温泉

6 組織図



職員数計 17人

() 所内兼務職員

< > 他センターの兼務職員

(その他会計年度任用職員等)

職名	人数
会計年度任用職員	5人

7 事業の根拠法令調

事業名	根拠法令
<総務班> 災害救助法関係事務	災害救助法（第2条）、同法施行令第1条
<福祉班> 地域福祉対策事業 ・民生委員児童委員活動推進事業 高齢者福祉対策事業 ・老人の日記念事業 ・地域リハビリテーション推進事業 ・介護予防市町支援事業 こども家庭福祉対策事業 ・母子保健対策事業 ・特定不妊治療費女性事業 障害者福祉対策事業 ・障害福祉関係事業 ・精神保健福祉事業	民生委員法、児童福祉法 老人福祉法 静岡県地域リハビリテーション推進事業実施要綱 介護保険法、介護予防市町村支援事業実施要綱 母子保健法、児童福祉法、未熟児訪問事業実施要綱、長期療養時療育指導事業実施要綱、小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱、市町母子保健担当保健師等育成研修事業要綱 特定不妊治療費補助金交付要綱 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、静岡県精神科救急医療対策事業実施要綱、高次脳機能障害者地域基盤整備事業実施要綱、自殺対策基本法
<医療健康課> 医務関係事業 人口動態統計調査事業	医療法、死体解剖保存法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、救急救命士法、理学療法士及び作業療法士法、言語聴覚士法、視能訓練士法、臨床工学技士法、義肢装具士法、歯科衛生士法、歯科技工士法、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律、柔道整復師法、栄養士法、地域保健法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、駿東田方圏域保健医療協議会設置要綱 統計法、統計報告調整法、人口動態調査令

健康増進対策事業	健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律、地域保健法、栄養士法、食育基本法、歯科口腔保健の推進に関する法律、がん対策基本法、静岡県受動喫煙防止条例
・健康増進事業	静岡県健康増進事業費補助金交付要綱
感染症対策事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、検疫法、予防接種法、らい予防法の廃止に関する法律、ハンセン病問題基本法
・感染症予防対策	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、肝炎対策基本法、静岡県特定感染症検査等事業におけるH I V抗体検査及び肝炎ウイルス検査事業実施要綱、C型肝炎感染被害者救済特別措置法、静岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱
・エイズ予防対策、肝炎対策、結核予防対策	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、肝炎対策基本法、静岡県特定感染症検査等事業におけるH I V抗体検査及び肝炎ウイルス検査事業実施要綱、C型肝炎感染被害者救済特別措置法、静岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱
・新型インフルエンザ等対策	新型インフルエンザ等対策特別措置法
難病等対策事業	難病の患者に対する医療等に関する法律、難病特別対策推進事業実施要綱、静岡県難病患者地域支援推進事業実施要綱、静岡県難病患者就労支援検討会設置要綱
特定疾患事業	静岡県特定疾患治療研究事業実施要綱
アスベスト対策事業	石綿による健康被害の救済に関する法律
<衛生薬務課>	
薬事関係事業	医薬品・医療機器等の品質・有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法
毒物劇物関係事業	毒物及び劇物取締法
麻薬覚せい剤対策事業	麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、あへん法、大麻取締法、静岡県薬物の濫用の防止に関する条例
血液関係事業	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律、献血の推進について（閣議決定）
生活衛生関係指導事業	旅館業法、興行場法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、住宅宿泊事業法
特定建築物関係事業	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
食品衛生事業	食品衛生法、食品表示法、健康増進法、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律、調理師法、製菓衛生師法、静岡県魚介類取締条例、静岡県ふぐの取扱い等に関する条例
動物愛護管理事業	狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、静岡県動物の愛護及び管理に関する条例
化製場等関係事業	化製場等に関する法律

温泉関係事業	温泉法、温泉法による許可の基準に関する規則、静岡県自然環境保全条例、静岡県温泉保護対策要綱
--------	-----------------------------------------------

8 職員配置調

(令和5年6月30日現在)

区 分		福祉課	医療健康課	衛生薬務課	計
配置職員	職員(事)	4	1		5
	職員(技)	3	4	4	11
	再任用職員(事)		1		1
	計	7	6	4	17
	会計年度任用職員	(3)	(2)		(5)
	兼務職員	(2)	(2)		(4)
	計	(5)	(4)		(9)
合計		7(5)	6(4)	4	17(9)

(注) 先方在勤の兼務職員及び本務所属以外の併任職員は()内に外書きにより記載

職 員 調

(令和5年6月30日現在)

整理番号	職名	氏名	事務分担	住所	勤務年数	摘要
1	所長	馬淵 昭彦	所総括	□□□□	□□□□	□□□□□ □□ □□□□□□ □□□□□□ □□□□□□
2	次長	鶴見 健一	所総括補佐	□□□	□□□□	□□□□□ □□□□ □□□□□□ □□□□□□

【福祉課】

3	課長 (兼) 総務班長	鶴見 健一	課総括			
3	総務班長	栗原 文子	班総括 総務・会計	□□□	□□□□	□□□□□□ □□□□□□ □□□□□□
4	主事	芹沢 華音	総務・会計	□□□□	□□□□	□□□□□□ □□□□□□ □□□□□□
5	福祉班長	木野 博光	班総括 障害者保健福祉	□□□ □□□	□□□□	
6	技師	内田 佳治	障害者保健福祉	□□□□	□□□□	□□□□
7	技師	井上 あかね	母子保健	□□□	□□□□	□□□□

【医療健康課】

8	課長	宮島 順子	課総括	□□□	□□□□	□□□□
9	医療健康 班長	勝又 理恵	班総括 医療計画 医療・原爆	□□□□	□□□□	
10	主査	阿部 由貴	健康増進 栄養指導	□□□	□□□□	□□□□
11	主任	小泉 博之	医務・感染症 医療従事者	□□□	□□□□	□□□□
12	主任	堺 香菜	医務・感染症 難病	□□□	□□□□	□□□□
13	技師	佐野 優美子	結核・感染症 難病	□□□□	□□□□	□□□□
	主任	池ヶ谷 優美	診療放射線			本務 東部健康福祉センター □□□□□□
	主事	芹沢 華音	肝炎・難病			本務 総務班

【衛生薬務課】

14	課長	久川 祐稔	課総括	□□□	□□□□	□□□□
15	衛生薬務 班長	秋山 志穂	班総括 食品衛生 環境衛生	□□□ □□□	□□□□	□□□□
16	専門主査	青木 紋子	食品衛生 生活衛生 薬務	□□□ □□□	□□□□	□□□□
17	専門主査	伊東 春菜	食品衛生 生活衛生	□□□	□□□□	□□□□

				平均年数	□□□□	
--	--	--	--	------	------	--

【会計年度任用職員等】

職 名	氏 名	事務分担	住 所	勤務年数	摘 要
会計年度任用職員	島田 真弓	訪問相談員 (難病患者地域支援対策推進事業)	□□□□	□□□□	□□□
		血液検査従事者			
		結核患者服薬支援従事者			
会計年度任用職員	大庭 淑子	一般行政事務補助	□□□□	□□□□	
会計年度任用職員	芹沢 光代	健康福祉業務事務補助	□□□□	□□□□	
会計年度任用職員	原川 美代	児童福祉司サポート職員	□□□ □□□	□□□□	
会計年度任用職員	江並 美帆	新型コロナウイルス感染症 相談員	□□□ □□□	□□□□	□□□

職員の年齢調

(令和5年6月30日現在)

年 齢	人 員	摘 要
20歳未満	0人	
20歳以上30歳未満	4人	
30歳以上40歳未満	2人	
40歳以上50歳未満	3人	
50歳以上56歳未満	2人	
56歳以上61歳未満	6人	うち再任用職員1名
61歳以上	0人	
計	17人	平均年齢 44.2歳

健康管理

1 前年度受診状況

区 分	内 容
受 診 状 況	受診者数 17 人 職員数 17 人
受 診 率	100.0 %
県平均受診率	100.0 %

2 本年度在籍者の健康管理区分結果

健 康 管 理 区 分			人 数
A	休養のため必要な期間、勤務を休止させる。		0(0)人
B 1	勤務時間を短縮し、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張をさける。また、必要に応じ勤務場所、勤務内容の変更を行う。	要 治 療	0(0)人
B 2		要経過観察	0(0)人
C 1	勤務をほぼ平常に行つてよいが症状によっては、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張等勤務に制限を加える必要がある。	要 治 療	0(0)人
C 2		要経過観察	0(0)人
D 1	平常の勤務でよい。	要 治 療	6(6)人
D 2		要経過観察	2(2)人
D 3		医 療 不 要	7(7)人
区 分 な し			1(1)人
区 分 者 計			16(16)人
未区分者数			1(0)人
合 計			17(16)人

(1) 管理区分A～C 2 該当者
に対する措置状況
該当なし

(2) 未区分の理由

ア 産休・育休	0 人
イ 新規採用	1 人
ウ 自己都合による未受診	0 人
エ その他	0 人

II 課別の事務又は事業の目的、計画、実績(成果)及び評価・改善

1 福祉課（総務班）

(1) 業務の効率的執行の確保

所管業務の多様化・複雑化に対応し業務の円滑な運営を期するため、毎月の課長会議等を通じて各課並びに職員相互の意思疎通を図り、センターとして一体となって、事業の計画的かつ効率的な運営態勢づくりに努めている。

(2) 職員の健康管理

県が実施する各種の健康診断により疾病の早期発見に努め、健康管理区分に基づく措置該当者に対しては、医師による治療を受けるよう指導している。

また、執務環境の改善に配慮するとともに、定時退庁日やワーク・ライフ・バランスデーの徹底、退庁時の声掛けなどにより時間外勤務の縮減、事務能率の向上に努めている。

(3) コンプライアンス意識の徹底

職員のコンプライアンス意識の徹底を図るために、毎月の課長会議等を通じて繰り返し意識啓発を図るとともに、コンプライアンス推進責任者である次長を中心として、コンプライアンス推進月間に意見交換会や個別面談等を実施したり、悩み事があればいつでも相談できる雰囲気づくりなど風通しの良い職場環境の構築と維持に努めている。

(4) 職員の交通安全対策

毎月の課長会議等を通じて職員の交通安全意識の高揚を図っており、K-mix 主催の「セーフティ ドライブ キャンペーン 2023～チャレンジラリー92～」への参加、地区安全運転管理協会の「交通安全情報」の情報提供、公用車出張時の「声かけ」の実施など機会あるごとに交通安全の意識啓発に積極的に取り組んでいる。

また、事故を未然に防ぐためには、車両の適切な管理も重要な要素であることから、所管車両は、法定点検のほかに1ヶ月点検を実施して車両整備にも万全を期している。

(5) 予算経理及び物品管理

予算の経理事務及び物品等の管理は、正確かつ効率的な執行を図るとともに、その適正な維持管理に留意している。収入についても、適正かつ迅速な収納に留意している。

また、適切な会計、物品事務を執行するために、出納所管機関が実施する各種研修に積極的に職員を参加させている。

(6) 庁舎管理

御殿場合同庁舎の庁舎管理者として、消防設備や機械警備等の庁舎設備の保守を業者に委託して安全、安心な庁舎運営を実施している。

また、当庁舎は、平成7年の完成から20年以上が経過し、建物の所々に老朽化が目立ってきており、

令和2年度に実施した劣化診断結果をもとに、中期維持保全計画を策定し、令和4年度より庁舎の外壁の全体的な修繕工事を行う等、計画的に修繕工事を実施している。

なお、省エネルギー対策として、蛍光灯の一部消灯や時間外勤務時における最小限の照明の点灯などにより職員一人ひとりが積極的に節電対策に努める一方、労働安全衛生を確保する視点で良質な執務環境の整備に主眼を置き、職員の健康管理にも努めている。

(7) 災害対策事務

静岡県地域防災計画に定める地震防災対策応急対策要員指名要領に基づき、職員に対し要員指名を行い、災害対策マニュアルに従い活動する体制を整えている。

また、大雨警報など管内に気象警報が発令された場合には情報収集に努めている。

なお、災害発生時には災害救助法に基づく応急救助事務も担っている。

2 福祉課（福祉班）

(1) 地域福祉対策

ア 民生委員・児童委員活動の推進

【目的】

活動に要する経費を助成することにより、民生委員・児童委員活動の充実強化を図り、地域福祉の向上に寄与する。委嘱期間：令和4年12月1日から令和7年11月30日（任期3年）

【実績】

市町に民生委員・児童委員活動費負担金を交付

交付先	負担金(円)	
	令和4年度	令和5年度
御殿場市	11,565,560	11,653,100
小山町	3,306,880	3,306,880
合計	14,872,440	14,959,980

※計算根拠：民生委員法第26条に基づく負担金交付金事務の取扱い

【評価】

民生委員・児童委員の人員確保が円滑に進み、活動の充実強化を図ることができた。

民生委員・児童委員調

(令和5年6月30日現在)

区分 市町別	定数	現員			1人1か月平均 取扱件数
		男	女	計	
御殿場市	155人	61人	94人	155人	10.75件
小山町	44	18	26	44	10.46件
計	199	79	120	199	—

民生委員・児童委員の活動状況調

(令和4年度)

1 内容別相談・支援件数			分野別相談・支援件数		
区分	件数	1委員当り	区分	件数	1委員当り
在宅福祉	389	1.95	高齢者に関すること	1,438	7.23
介護保険	40	0.20			
健康・保健医療	107	0.54			
子育て・母子保健	41	0.21			
子どもの地域生活	42	0.21	障害者に関すること	68	0.34
子どもの教育・ 学校生活	60	0.30			
生活費	93	0.47			

年金・保険	12	0.06	子どもに関すること	160	0.80
仕事	25	0.13			
家族関係	76	0.38			
住居	37	0.19	その他	365	1.83
生活環境	153	0.77			
日常的な支援	454	2.28			
その他	502	2.52	計	2,031	10.21
計(1)	2,031	10.21			
2 その他の活動件数	活動区分		件数	1委員当り	
	調査・実態把握		6,854	34.44	
	行事・事業・会議への参加協力		3,528	17.73	
	地域福祉活動・自主活動		4,289	21.55	
	民児協運営・研修		8,307	41.74	
	証明事務		461	2.32	
	要保護児童の発見の通告・仲介		54	0.27	
	計(2)		23,493	118.06	

3 相談・支援・調査のため	区分		件数	1委員当り
	相談・支援及び活動件数(1)+(2)		25,524	128.26
	前年同期		18,843	95.65
	活動日数		24,144	121.33
	訪問回数		23,557	118.38
	連絡調整回数		12,788	64.26

イ 社会福祉施設の防災対策の推進

【目的】

県下一斉に防災訓練を実施することにより、社会福祉施設職員及び利用者の防災意識の高揚を図り、施設における防災対策の確立を図る。

【実績】

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、県下一斉に行う総合防災訓練は実施せず、施設の実情に応じて個別に行う一般防災訓練のみを実施した。

【評価】

社会福祉施設入所者の安全確保のため、職員や入所者の防災意識の向上を図るとともに、消防署や自主防災組織等の地域関係機関との協力体制を確認する機会となっている。

(2) 長寿社会対策

御殿場市・小山町の高齢者人口の割合が年々高まる中、総合的対応策として、令和2年度に策定した、令和3年度から5年度までを計画期間とする「ふじのくに長寿社会安心プラン（第9次静岡県長寿社会保健福祉計画）」に基づき、各種事業の推進及び各市町に対する支援を実施している。

高齢者数等の調

区 分 市町別		総人口	高齢者数				老人クラブ		
			60才以上 65才未満	65才以上	計	総人口に対する 65才以上の人口比	クラブ数	加入者数	加入率
御殿場市	令和3年度	87,054	4,760	22,135	26,895	25.4	48	4,269	15.9
	令和4年度	85,828	4,806	22,220	27,026	25.9	46	3,997	14.8
	令和5年度	84,525	4,861	22,194	27,055	26.3	42	3,626	13.4
小山町	令和3年度	17,967	1,211	5,522	6,733	30.7	20	1,476	21.9
	令和4年度	17,670	1,165	5,491	6,656	31.1	20	1,406	21.1
	令和5年度	17,359	1,082	5,498	6,580	31.7	18	1,242	18.9
計	令和3年度	105,021	5,971	27,657	33,628	26.3	68	5,745	17.1
	令和4年度	103,498	5,971	27,711	33,682	26.8	66	5,403	16.0
	令和5年度	101,884	5,943	27,692	33,635	27.2	60	4,868	14.5

※各年度の4月1日現在（総人口、高齢者数は「高齢者福祉行政の基礎調査」による）

ア 駿東田方圏域地域包括ケアシステム推進ネットワーク会議（圏域会議）

【目的】

駿東田方圏域における地域包括ケアシステムの構築に向け、多職種の連携を強化し、体制整備につなげるため、市町、医療、介護の団体等で構成される協議会において、意見集約を図る。

【実績】

（令和4年度）

開催年月日	会 場	協議内容	出席委員数
令和4年12月15日	web 開催	事業実施状況等について、委員の意見を集約し、情報を共有した。 1 在宅医療・介護連携 2 入退院支援等における多職種多機関連携 3 市町における今後の認知症サポート医の役割について	24人

※東部健康福祉センターと共同開催

イ 介護予防従事者研修

【目的】

市町が地域の多様な資源を活用しながら効果的な介護予防の取組を推進できる体制を構築できるよう支援する。

【実績】

(令和4年度)

開催年月日	内 容	参 加 者
令和4年12月22日 ～ 令和5年1月31日	静岡県介護予防担当者研修会 (講義) 高齢者とデジタルの活用について (講師) 国立大学法人静岡大学大学教育センター 副センター長准教授 須藤 智 氏 (※新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、健康増進課 が研修動画の配信を実施 (県健康増進課が主催))	東部地域20市 町担当職員 県健康増進課 健康福祉セン ター職員
令和5年1月31日	静岡県東部地域介護予防事業等市町担当者連絡会議 ・各市町からの質問・回答表による全体情報交換 ・ブレイクアウトルームによるグループワーク (※東部地域5健康福祉センター・県健康増進課共同で ZOOMによるリモート開催)	東部地域20市 町担当職員 県健康増進課 健康福祉セン ター職員

【評価・改善】

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症のため対面による実施方法を変更し、webによる開催とした。今後は、一方的な情報提供だけでなく、市町相互に情報交換が可能な機会を設ける必要がある。

ウ 地域リハビリテーション推進事業

【目的】

高齢者が住み慣れた地域社会の中で、安心してその人らしくいきいきとした日常生活を送ることができるよう、駿東田方医療圏域におけるリハビリテーションの提供支援体制を整備する。

【実績】

圏域内に広域支援センター及び支援センターを指定し、業務委託によりリハビリ実施施設の従事者への研修や技術指導等を実施した。

(指定機関)

広域支援センター	中伊豆リハビリテーションセンター (伊豆市)
支援センター	中伊豆温泉病院 (伊豆市)、NTT 東日本伊豆病院 (函南町)、フジ虎ノ門整形 外科病院 (御殿場市)、沼津リハビリテーション病院 (沼津市)

(令和4年度)

内 容	開催年月日
駿東田方地域リハビリテーション強化推進事業連絡協議会	令和4年7月27日
地域のリハビリテーション実施機関等の従事者及び一般地域住民を対象とした研修 (動画配信にて実施) 『おいしく食べて、気持ちよく出そう～坐ることの大切さ』 『吃音の理解と対応について～こどもの”どもり”への理解を深めま しょう～』他	令和4年12月1日 ～ 令和5年3月15日

【評価】

切れ目のないリハビリテーションの提供に向け、多職種・多機関による連携が着実に進められている。

エ 老人の日（敬老の日）記念事業

【目的】

「老人の日」を記念して、長年に渡り社会に貢献してきた高齢者の長寿を祝い、敬老精神の高揚と高齢者福祉の向上を図る。

【実績】

知事寿詞、記念品贈呈者（人）祝百歳

市町名	令和4年度	令和5年度（予定）
御殿場市	35	34
小 山 町	7	6
計	42	40

【評価】

対象の高齢者の長寿を称えるとともに、県民の長寿社会への関心を高める機会となった。

(3) 母子保健対策

ア 広域的母子保健フォローアップ支援事業

【目的】

未熟児や心身の発達において継続的なフォローが必要な児童を早期に把握し、適切な指導等を行うことにより、その健全な発達を促進する。

【実績】

(ア) 未熟児療育指導事業

東部地域の5つの健康福祉センター(賀茂・熱海・東部・富士・御殿場)の共催により、県東部地域の指定養育医療機関、市町等との連絡会議を開催し、未熟児のフォローアップをテーマに情報共有を行った。

(令和4年度)

会 議 名	開催年月日	参 加 者
未熟児フォローアップ連絡会議	令和5年1月26日 (オンライン会議)	7医療機関19人、20市町36人、 5健康福祉センター8人、 県庁こども家庭課1人 計64名

(イ) 乳幼児発達相談指導事業

乳幼児健康診査等の結果等により、心身の発達の遅れ等の問題が疑われる乳幼児に対し、専門医等による相談・指導を実施した。

(単位:人)

※令和5年度は6月30日現在

年 度	回 数 (回)	対 象 児 数 (人)	発 見 動 機 別				相 談 結 果				
			1歳6か月児 健 診	3歳児 健 診	そ の 他 市町実施の 健 診	その他	異 常 な し	経 過 観 察	要 精 検	要 医 療	要 入 所
4	4	9	2	0	2	5	0	0	0	9	0
5	1	3	0	0	1	2	0	2	0	1	0

【評価・改善】

医療機関や市町と連携して、対象児とその家族に必要な今後の支援や保健・医療・福祉サービスの利用等について検討を行い、早期療育に繋げる機会となった。

イ 小児医療給付

【目的】

小児慢性特定疾病により長期に渡る治療を要する児童に対し医療費の自己負担分の一部を助成することにより、児童の健全な育成と患者家族の負担軽減を図る。

【実績】

小児慢性特定疾病医療給付（新規・継続）承認状況 (単位：人)

※令和5年度は6月30日現在

区分 年度	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等血液疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	変化を伴う症候群	染色体又は遺伝子に	骨系統疾患	脈管系疾患	計
4	7	6	1	9	11	2	4	1	6	5	1	1	3	1	58	
5	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	

【評価・改善】

児童の健全育成と患者家族の経済的な負担軽減が図られた。市町が実施することも医療費の拡充により小児慢性特定疾病医療給付を申請しない者も増加している。今後も小児慢性特定疾病該当者の現在のニーズを把握し、給付内容や支援等について関係機関と検討していく必要がある。

ウ 特定不妊治療費助成事業

【目的】

体外受精・顕微授精以外の治療法では、妊娠の見込みがないか極めて少ない夫婦の経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されず高額な負担が伴う不妊治療に要する費用の一部を助成する。

【実績】

(単位：人)

申請件数

※令和5年度は6月30日現在

区分	令和4年度	令和5年度
御殿場市	28	0
小山町	7	0
計	35	0

【評価・改善】

不妊治療に取り組む夫婦の経済的負担の軽減が図られた。不妊治療は、令和4年4月1日から保険適用となったため、本事業は令和5年6月29日の受付をもって終了となった。

エ 駿東田方圏域妊産婦及び母子支援ネットワークの推進

【目的】

駿東田方圏域における、医療機関と市町間での情報共有、妊産婦及び母子支援のあり方等の検討を行い、母子保健における子どもの虐待予防策として、ハイリスク妊婦及び特定妊婦の早期把握と不適切な養育の発見に努め、支援の強化を図る。

【実績】

※東部健康福祉センターと共催

(令和4年度)

会議名	開催年月日	参加者
駿東田方圏域妊産婦及び母子支援ネットワーク会議	令和4年7月7日 (オンライン会議)	駿東田方圏域医療機関・助産院 16名 (14機関)、 市町担当職員 36名 (10市町19課)、 東部児童相談所 2名、県庁こども家庭課 1名、 健康福祉センター 8名 (東部、御殿場) 計 63名

【評価・改善】

妊産婦の現状と支援のあり方について関係機関で情報共有、意見交換を行い、今後の支援体制を考える機会となった。各市町や産科医療機関からは、精神科医療機関の参加を望む声があり、精神科に受診している妊産婦への支援のあり方についての課題が共有された。令和5年度からは精神科の医療機関の参加を検討中。今後も妊産婦支援について関係機関で情報共有を行う機会を設け、地域の連携を進めていく。

(4) 精神障害者福祉対策

精神保健福祉が入院医療主体から地域生活を中心とした支援に転換する中、精神障害者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、市町、相談支援事業所及び医療機関等の関係機関と連携して事業に取り組んでいる。

ア 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく申請保護等の状況

保護の申請等には、警察官等からの通報(法第23条～26条)、精神科病院の管理者からの届出(法第26条の2)等があり、保健所は申請等を受理した場合には、調査を行い、精神保健指定医による診察の要否を決定している。

※令和5年度は6月30日現在

区分	申請・通報及び届出件数	診察を受けた件数		診察不要
		要措置	措置不要	
令和4年度	25件	3件	3件	19件
令和5年度	9件	2件	0件	7件

イ 管内にある精神科病院の措置入院状況

※管内に措置入院の指定医療機関はない。(任意と医療保護入院のみ)

ウ 精神保健福祉総合相談事業

【目的】

精神科医師による月1回の定期相談を開催するとともに、住民や精神保健福祉関係者からの相談に随時対応することにより、早期受診、早期治療、再発防止及び社会復帰の促進を図る。

また、市町等の関係機関と連携し、講話・研修の実施や、御殿場・小山自立支援協議会精神部会等

関係連絡会議に参加することにより、精神障害者への理解と支援を広げ、地域支援体制の整備の充実と推進を図る。

【実績】

a 相談等の実施状況

※令和5年度は6月30日現在

区 分	令和4年度		令和5年度	
	実人員	延人員	実人員	延人員
定期相談	8人	8人	1人	1人
その他相談	48人	127人	9人	11人
相談合計	56人	135人	10人	12人
訪 問	44人	53人	2人	2人

b 研修・会議等の開催状況

※令和5年度は6月30日現在

区 分	令和4年度		令和5年度	
	回 数	参加延人員	回 数	参加延人員
研 修 等	7回	331人	0回	0人
連絡会議等	22回	648人	2回	12人

【評価】

管内に専門医療機関が少ないため、治療の必要性や受診方法等の相談が多く、早期の適正治療の情報提供の機会となっている。

小山町民生委員児童委員協議会において、「ひきこもりについて」をテーマとして担当職員が講話を行い、地域の民生委員の理解を得ることができた。今後は、ひきこもりの初期段階で相談及び支援に繋がることを期待できる。

エ ひきこもり個別相談事業

【目的】

関係機関と連携し、ひきこもりの状態にある方に対し個々の状況に応じ、適切な医療や福祉などの支援につなげ、併せて、その家族に対し、家庭における本人への対応方法を助言することにより、本人の社会復帰の促進を図る。

【実績】

※令和5年度は6月30日現在

区 分	令和4年度		令和5年度	
	実件数	延件数	実件数	延件数
相談件数	11人	85人	4人	5人

【評価】

管内市町担当者や東部健康福祉センター常駐のひきこもり支援コーディネーターと連携し、本人及び家族に対する支援の場を提供できている。また、ひきこもりの背景には、不登校、ニート、発達障害がある場合も多く、当所の相談対応と並行して、医療機関、就労支援相談窓口など他の相談・支援

の窓口等の紹介や連絡・調整を実施していることにより、より早期に社会復帰が可能となるケースもある。

オ 家族交流会（ひきこもり問題・発達障害）

【目的】

ひきこもりの状態にある方の家族及び発達障害児（者）の家族が、情報交換や交流を行う場を提供し、家族同士が気兼ねなく相互に悩みを語り合える環境をつくるとともに、支援者とのつながりを広げる。

【実績】

※令和5年度は6月30日現在

区 分	令 和 4 年 度			令 和 5 年 度		
	回数	参加延人員	支 援 者 参加延人数	回数	参加延人員	支 援 者 参加延人数
グループワーク	3回	9人	9人	1回	5人	4人
外部講師による学習会	3回	12人	14人	0回	0人	0人
計	6回	21人	23人	1回	5人	4人

【評価】

参加者は10代～30代の若年の当事者家族が多い。それぞれの立場からの経験を共有し、情報交換することで有意義な交流ができた。

カ 御殿場圏域ひきこもり支援対策ネットワーク支援会議

【目的】

地域の実情に応じたひきこもり対策の実施及び各機関の恒常的な連携構築のため、保健・福祉・教育等の関係機関からなる対策ネットワーク会議を開催し、支援体制の強化を図る。

【実績】

(令和4年度)

開催年月日	内 容	参加機関・数
令和4年11月30日	事例検討 静岡県ひきこもり支援相談員スーパーバイザー 根本英行先生	市町 (福祉、生活困窮、生活支援、児童・相談支援 就労支援 教育) 市町社会福祉協議会 (生活困窮、生活支援) 静岡県(精神保健福祉センター・障害福祉課) 計12機関(14名)

【評価・改善】

ひきこもり支援の実施に消極的な施設もあることから、先進事例や社会資源などの具体的な情報を提供素材として、強固な連携を構築していく必要がある。また、当事者の話を聞くことで理解を深めるような対策も必要である。

キ 精神障害者地域移行・地域定着支援関連事業

【目的】

精神科病院からの地域移行に関する支援の効果や課題を検討し、当事者が望む地域での暮らしの実現のため、地域移行・地域定着の円滑な支援と推進を図る。

【実績】

※令和5年度は6月30日現在

		令和4年度	令和5年度
駿東田方圏域自立支援協議会 専門部会地域移行部会 (※当所職員の参加回数)	地域移行部会事務局会議	4回	1回
	地域移行部会・ワーキング	6回	2回
	静岡県自立支援協議会地域移行部会	3回	0回

【評価】

地域自立支援協議会、市町、病院、事業所や関係団体等から挙げられた圏域の課題（①住居、②研修、③ピアサポーター）について、それぞれワーキングを実施している。

コロナ禍の影響で市町、相談事業所との全体会議、ピアサポーター養成講座などの研修会が中止となった。感染状況を見極め、会議や講座を再開する。

ク 高次脳機能障害者地域基盤整備事業

【目的】

高次脳機能障害は、外見ではわかりにくい障害であり、治療から社会復帰に至るまでのシステムや福祉制度の狭間となり、的確なサービスが十分に提供されていない状況にあるため、高次脳機能障害者に関わる支援従事者を対象とした研修会の実施や高次脳機能障害と支援窓口への理解を深め、支援の充実を図る。

【実績】

(令和4年度)

開催年月日	高次脳機能障害者支援従事者基礎研修会 (オンライン研修、東部健康福祉センターと共同で開催)	参加者
令和5年1月13日	講義「高次脳機能障害の基礎知識」 講師：城西クリニック 杉山育子先生 グループワーク	46人 (うち御殿場圏域8人)

【評価】

高次脳機能障害の基礎知識の習得を通し、それぞれの職種の視点で、その立場や役割について考える契機となった。

ケ 自殺総合対策事業

【目的】

誰も自殺に追い込まれることがない社会の実現を目指し、自殺対策に関する普及啓発と人材養成に加え、関係機関・団体とのネットワークの構築連携・強化を図る。

【実績】

(令和4年度)

開催年月日	内 容	参加機関・数
令和5年3月16日	御殿場圏域自殺対策 ネットワーク会議 (オンライン会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町（自殺対策担当課、福祉、生活困窮、児童） ・市町社会福祉協議会（生活困窮、生活支援） ・静岡県（障害福祉課・精神保健福祉センター、女性センター） <p style="text-align: right;">計 13 機関（16名）</p>

【評価・改善】

自殺対策の各機関の取り組みについて共有することができた。

恒常的な連携構築のためには、先進事例や社会資源など具体的な情報提供、研修を会議の中で実施していく必要がある。

コ 措置入院者退院後支援事業

【目的】

措置入院となった者が退院後にその人らしく地域で生活を継続できるようにするため、関係機関と連携・協力して地域での生活の維持を図る。

【実績】

※令和5年度は6月30日現在

	令和4年度	令和5年度
①退院後支援の対象とするか保健所で検討した人数（実人数）	0人	2人
②①のうち保健所長が必要と認めた人数（実人数）	0人	0人
③②のうち対象者が同意した人数	0人	0人
④退院後支援計画の交付者数（実人数）	0人	0人
④地域に退院し計画に基づく支援を開始した人数（実人数）	0人	0人
⑤④のうち、計画に基づく支援を終了した人数（実人数）	0人	0人

【評価】

関係機関と連携してきめ細かな支援を実施することで、支援対象者が、地域での生活を継続できるようになっている。

なお、本人の同意を得られず支援対象とならなかった者についても、精神保健福祉法第47条に基づく相談指導を行い、地域生活を継続できるよう支援に努めている。

3 医療健康課

(1) 医務関係事務

ア 医療機関の許可・届出事務及び医療従事者等免許関係事務

【目的】

医療法に基づく病院・診療所の許可・届出事務及び医師法・歯科医師法等に基づく医療従事者等の免許申請手続きを的確に行い、良質かつ適切な医療の確保に資する。

【実績】

管内の診療機関の状況は「健康福祉部3」のとおりであり、これら機関の開設、廃止、変更等の許可・届出事務を行った。

また、管内の病床数及び医療従事者の状況は「健康福祉部4」のとおりであり、医療従事者等免許関係事務の令和4年度の処理件数は別掲表のとおりであった。

診療機関状況調

(令和5年5月31日現在)

区分		市町別		
		御殿場市	小山町	計
医療施設数		96	16	112
同上 内 訳	病院	7	3	10
	同上 一般病院	7	2	9
	内訳 精神病院	0	1	1
	一般診療所	51	7	58
	歯科診療所	36	6	42
	助産所	2	0	2
	医師			133
歯科医師			60	
保健師			38	
助産師			9	
看護師			862	
准看護師			250	
世帯数	33,529	6,442	39,971	
人口	86,614	18,568	105,182	

(注) 医師等医療従事者数は令和2年12月31日現在、世帯数及び人口は令和2年10月1日現在の数値である。

診療機関の許可・届出事務

(令和4年度)

区分	開設	変更	使用許可	廃止	休止
病院	0	8	2	0	0
一般診療所	2	9	0	3	0
歯科診療所	2	4	0	2	0
助産所	0	0	0	0	0
計	4	21	2	5	0

人口10万対病床数及び医師等の数調

(令和5年5月31日現在)

区分	病床数及び 医師等の数	人口10万対病床数 医師等の数		
		管内	県	全国
一般病床	861床	820.6	581.7	706.0
療養病床	276床	263.1	242.5	226.8
精神病床	77床	73.4	181.6	257.8
結核病床	0床	-	2.7	3.1
感染症病床	0床	-	1.3	1.5
病院計	1,214床	1,157.1	1,009.8	1,195.2
一般診療所一般病床	95床	90.5	46.8	61.7
一般診療所療養病床	0床	-	1.6	5.0
一般診療所計	95床	90.5	48.4	66.7
医師	133人	126.8	219.4	256.6
歯科医師	60人	57.2	64.4	82.5
保健師	38人	36.2	47.5	44.1
助産師	9人	8.6	26.9	30.1
看護師	862人	821.6	950.6	1,015.4
准看護師	250人	238.3	164.5	225.6

(注) 病床数は令和3年10月1日現在、医師等医療従事者数は令和2年12月31日現在の数値である。

No.	免許区分	処 理 件 数						計
		新規 登録	籍訂正・ 書換	再交付	登録 抹消	返納等	他県分 (再掲)	
1	医 師	1						1
2	歯 科 医 師		1					1
3	保 健 師	1	3	1				5
4	助 産 師							
5	看 護 師	29	21	3				53
6	准 看 護 師	4	2	1			(2)	7
7	診療放射線技師	2						2
8	臨床検査技師	1						1
9	衛生検査技師							
10	理学療法士	5	6	3				14
11	作業療法士							
12	視能訓練士		1					1
13	歯科技工士							
14	管理栄養士	1	3	1				5
15	栄 養 士 (通常受付分)	10	8	1				19
計		54	45	10				(2)

【評価・改善】

医療法等に基づき、正確かつ迅速な対応を心がけ円滑な事務処理ができた。届出や免許手続きが遅れた事例については、診療機関等への情報提供・指導を徹底するとともに、新規免許交付の際に訂正・再交付等の手続きについて周知を徹底している。

イ 病院等立入検査

【目的】

医療法に基づき医療施設に対する立入検査を実施し、県民が安心して良質かつ適切な医療サービスを受けられるよう、医療施設・人材等の質の向上を図る。

病院については毎年1回、診療所は原則として3年に1回、定期検査を実施する。

【実績】

令和4年度においては、管内10病院のうち9病院に対して実地の立入検査を実施した。1病院については、新型コロナウイルス感染症の影響により、書面検査とした。他に、診療所については新規の診療所1件及び歯科診療所1件について立入検査を実施した。

なお、検査結果は「健康福祉部25、26、27」のとおりであった。

【評価・改善】

検査により法令違反等が判明した事項については、指摘・指導し、改善措置状況を報

告させた。

立入検査の状況調

区分	年度	医療 施設数	立入検査 実施数	検査率%	指摘 施設数	立入検査結果	
						指摘件数	指導件数
病 院	令和3年度	10	10	100.0	1	1	0
	令和4年度	10	10	100.0	5	9	3
	令和5年度 (5年6月30日現在)	10	1	10.0	1	2	5
一般診療所	令和3年度	56	0	0.0	—	—	—
	令和4年度	57	1	1.8	0	0	0
	令和5年度 (5年6月30日現在)	58	0	0.0	—	—	—
歯科診療所	令和3年度	44	0	0.0	—	—	—
	令和4年度	42	1	2.4	0	0	0
	令和5年度 (5年6月30日現在)	42	0	0.0	—	—	—
助 産 所	令和3年度	1	0	0.0	—	—	—
	令和4年度	2	0	0.0	—	—	—
	令和5年度 (5年6月30日現在)	2	0	0.0	—	—	—
計	令和3年度	111	10	9.0	1	1	0
	令和4年度	111	12	10.8	5	9	3
	令和5年度 (5年6月30日現在)	112	1	0.9	1	2	5

立入検査結果項目別不備数・率調

年 度	令和3年度			令和4年度			令和5年度 (5年6月30日現在)		
	検 査 項目数	不備数	不備率%	検 査 項目数	不備数	不備率%	検 査 項目数	不備数	不備率%
医 療 従 事 者	42	1	2.4	42	1	2.4	3	1	33.3
管 理	370	0	0.0	499	3	0.6	38	6	15.8
帳 票・記 録	40	0	0.0	48	1	2.1	4	0	0.0
業 務 委 託	64	0	0.0	67	0	0.0	0	0	0.0
防 火・防 災 体 制	50	0	0.0	50	4	8.0	0	0	0.0
放 射 線 管 理	106	0	0.0	116	0	0.0	0	0	0.0

(注) 検査項目数及び不備数は、管内各医療施設の延べ数である。

医療従事者不足状況調

区 分	年 度	病院数	不足 病院数	不 足 病院率%	不足病院の状況				
					必要数	現員	充足率%	不足数	
医 師	令和3年度	全県	138(170)	2	1.4	14.7	13.71	93.2	0.99
		管内	10	1	10.0	3.0	2.95	98.4	0.05
	令和4年度	全県	170	4	2.4	35.18	32.23	91.6	2.94
		管内	10	1	10.0	3.0	2.39	79.8	0.61
	令和5年度 (5年6月30日現在)	全県	—	—	—	—	—	—	—
		管内	10	1	10.0	3.0	2.33	77.8	0.67
看 護 師	令和3年度	全県	138(170)	1	0.7	22.0	20.5	93.2	1.5
		管内	10	0	0.0	—	—	—	—
	令和4年度	全県	170	0	0.0	—	—	—	—
		管内	10	0	0.0	—	—	—	—
	令和5年度 (5年6月30日現在)	全県	—	—	—	—	—	—	—
		管内	10	0	0.0	—	—	—	—
薬 剤 師	令和3年度	全県	138(170)	1	0.7	2.0	1.8	90.0	0.2
		管内	10	0	0.0	—	—	—	—
	令和4年度	全県	170	4	2.4	7.0	3.9	55.7	3.1
		管内	10	0	0.0	—	—	—	—
	令和5年度 (5年6月30日現在)	全県	—	—	—	—	—	—	—
		管内	10	0	0.0	—	—	—	—

(2) 保健医療施策に関する総合調整

ア 駿東田方圏域保健医療協議会

【目的】

御殿場保健所管内の市町を含む駿東田方地域の6市4町を圏域とし、圏域内の保健医療提供体制の整備充実に関する事項を、市町長、郡市医師会長、歯科医師会長、薬剤師会長、病院長等関係団体の代表者とともに協議する。

【実績】

(令和4年度)

開催年月日	内 容	出席人数
令和4年7月	<p>第1回駿東田方圏域保健医療協議会</p> <p>委員構成 37人 (市町長、郡市医師会長、病院長、歯科医師会長、薬剤師会長、駿東田方地域MC協議会副会長、保健所長)</p> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡県保健医療計画に記載する疾病又は事業ごとの医療連携体制を担う医療機関(薬局)の変更について 	<p>37人 (書面開催)</p>
令和4年 10月20日	<p>第2回駿東田方圏域保健医療協議会</p> <p>委員構成 37人 (市町長、郡市医師会長、病院長、歯科医師会長、薬剤師会長、駿東田方地域MC協議会副会長、保健所長)</p> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん診療連携拠点病院の指定更新推薦について 	<p>37人 (書面開催)</p>
令和5年 2月15日	<p>第3回駿東田方圏域保健医療協議会</p> <p>委員構成 37人(同上)</p> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師少数スポットについて ・医療連携調査の結果について <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養病床の転換意向について ・精神科病院の移転について 	<p>29人 (Web開催)</p>

【評価・改善】

各議案について各委員から助言等を得るとともに、駿東田方圏域の医療及び連携体制の状況等について報告・意見交換を行うなど、各種団体の代表者による共通認識に基づく地域医療提供体制の確保を図っている。

イ 地域医療構想調整会議

【目的】

平成 26 年 6 月に医療法が改正され、都道府県は、地域の医療提供体制の将来の目指すべき姿である「地域医療構想」を医療計画の一部として新たに策定することが定められた。これを踏まえて、本県では平成 28 年 3 月に「静岡県地域医療構想」を策定し、2025 年（令和 7 年）時点の病床数や在宅医療等の必要量の実現に向けた方向性等を設定した。構想策定後は、構想区域ごとに医療関係者等で構成する会議を設け、2025 年における病床・在宅医療等の目標を達成するための方策などについて必要な協議を行うこととされているため、標記の会議を設置して議論を進めている。令和 5 年度については、2025 年を見据えて、各医療機関の担うべき機能・役割や非稼動病床等を有する医療機関の対応等について協議を進める。

また、令和 6 年度から 6 年間を計画期間とする「第 9 次静岡県保健医療計画」を、地域医療構想調整会議等の場で協議を重ね、令和 6 年 3 月に策定する。本計画においては、保健医療圏域ごとの記載内容を充実させ、その中で「地域医療構想」を明確に位置づけるとともに、主要疾病・事業及び在宅医療に係る重点目標などを設定する。

【実績】

(令和 4 年度)

開催年月日	内 容	出席人数
令和 4 年 7 月 13 日	<p>第 1 回駿東田方構想区域地域医療構想調整会議 (駿東、三島・田方合同会議)</p> <p>委員構成 38 人(郡市医師会長、歯科医師会長、薬剤師会長、病院長、看護協会代表、保険者代表、老人施設代表、市町代表、保健所長)</p> <p>議 題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想の推進に関する医療機関の対応方針について ・病床機能分化促進事業費補助金について <p>報 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年度病床機能報告(暫定値)について ・外来機能報告及び紹介受診重点医療機関について ・地域医療介護総合確保基金について ・地域医療構想の実現に向けた重点支援区域について ・社会医療法人の認定要件(社会医療法人青虎会)について ・療養病床転換意向調査結果について ・病床機能分化促進事業費補助金について 	36 人 (Web 開催)

<p>令和 5 年 2 月 15 日</p>	<p>第 2 回駿東田方構想区域地域医療構想調整会議 (駿東、三島・田方合同会議) 委員構成 38 人 (同上) 議 題 ・ 公立病院経営強化プランの策定について 報 告 ・ 非稼働病床の再稼働計画について ・ 外来機能報告の開始時期の延期について ・ 地域医療介護総合確保基金について ・ 医療機能情報提供制度における全国統一システムの稼働について ・ 地域医療連携推進法人東部メディカルネットワークへの参画について ・ 療養病床の変更及び病床返還意向について</p>	<p>35 人 (Web 会議)</p>
----------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------

※「駿東田方構想区域地域医療構想調整会議」は、有意義な議論を進める観点から、「駿東圏域」(御殿場保健所及び東部保健所)と「三島・田方圏域」(東部保健所)に分けて開催することとしている。

【評価・改善】

「静岡県地域医療構想」における駿東田方構想区域の構想実現に向けて、「地域医療構想調整会議」を開催してきた。この中で、駿東田方圏域においては、主要疾病と 5 事業に係る医療提供体制については概ね自己完結ができていたが、回復期の機能や在宅医療について課題があることが確認された。今後は、これまでの議論を踏まえて、2025 年における圏域内の必要病床数の確保に向けた各医療機関の機能分化と連携、在宅医療の提供体制の整備を中心に、地域に必要な医療資源の確保に向けて協議を促進し、これまでの議論の成果を次期保健医療計画に反映させていく。

ウ 地域災害医療対策会議及び災害医療コーディネーターの設置

【目的】

大規模災害時に医療救護施設等の医療ニーズを把握・分析した上、医療チームを配置調整するなどのコーディネート体制を確立するため、原則として二次医療圏単位で「地域災害医療対策会議」を開催し、平常時から、地域の災害医療関係者の顔の見えるネットワークを構築するとともに、大規模災害時に医療資源の需給調整に関し保健所長の業務を補完する「災害医療コーディネーター」を配置している。

【実績】

令和 3 年度に引き続き、令和 4 年度においては、災害医療コーディネーター参集・情報伝達訓練のみ実施した。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域災害医療対策会議は実施していない。

開催日	内 容	参加
令和4年 12月5日	【災害医療コーディネーター参集・情報伝達訓練】 コーディネーターの活動場所(東部健康福祉センター2階 一般健康相談室)への参集及び県本部への報告、F U J I S A N、E M I S等を活用した被災状況の情報収集や医療救護施設の把握、状況分析、医療資源需給調整等シュミレート等	コーディネーター 8人中6人 (東部保健所・ 御殿場保健所・ 東部地域局職員 合同実施)

【評価・改善】

災害医療コーディネーターの参集・情報伝達訓練は毎年の訓練として定着してきた。今後も、平常時から、顔の見える関係作りを通じて、大規模災害時に地域の医療関係者と災害医療コーディネーター、保健所が効果的に連携できる体制を構築していく。

(3) 人材養成事業

【目的】

地域看護学の実習現場として、県内大学の看護実習生を受け入れ、人材養成に努める。

【実績】

順天堂大学保健看護学部の学生を受け入れ、管内オリエンテーションの実習を行った。
(令和4年度)

学 校 名	実習場所	実 習 期 間	人数
順天堂大学 保健看護学部	御殿場保健所	令和4年9月13日	13人

(4) 医師確保対策事業(ふじのくに地域医療支援センター東部支部事業)

【目的】

医師確保対策を一元的かつ専門的に推進するため、ふじのくに地域医療支援センター東部支部(構成員: 県内富士市以東の公的病院等院長、郡市医師会長、保健所長等)の事務局である東部保健所に協力し、地域への医師の定着に向けた病院間の連携をより一層強化するための環境整備に取り組んでいる。

【実績】

(令和4年度)

ア ふじのくに地域医療支援センター東部支部運営会議の開催

開催年月日	内容
令和5年2月7日～ 令和5年3月22日 (書面開催)	事業内容の検討や方針の決定、医師確保部会決定事項の報告 <主な決定内容> 令和5年度事業計画(案)を書面審査にて承認 <構成員> 医師会代表3人(沼津医師会長 他)、公的病院長22人(沼津市立病院長 他)、アドバイザー2人(静岡がんセンター総長 他)、保健所長5人(東部、御殿場、賀茂、熱海、富士)

イ 病院見学会の開催

開催年月日	参加人数	見学先
令和5年3月8日	医学生 9人	国際医療福祉大学熱海病院、伊東市民病院 順天堂大学医学部附属静岡病院
令和5年3月13日	医学生 7人	富士市立中央病院、富士宮市立病院、 静岡医療センター

ウ 東部地域初期臨床研修医合同研修の開催

令和3年度に続き、令和4年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

【評価・改善】

令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響により「初期臨床研修医合同研修」が中止となったが、東部地域における初期臨床研修医の就業促進を図るために、医学生対象の「病院見学会」や「初期臨床研修医合同研修」の開催は重要な取組であるため、さらに効果的・効率的な事業の執行に努める必要がある。

(5) 健康増進対策

県民が心身共に健康に暮らすことを目標とし、「ふじのくに健康増進計画」に基づき、管内市町及び関係機関等との連携・協働により、各種の健康づくり事業を実施し、地域住民の健康水準の向上を図る。

ア 県民のライフステージに合わせた健康づくりの推進

(ア) 生活習慣病予防対策事業

【目的】

医療制度改革により、平成20年度からメタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導が実施されている。これに対応して、受診率向上及びメタボリックシンドロームの減少に向けた普及啓発や情報提供を行う。また、地域や職域の関係者

との連携を図るとともに市町への支援を行う。

【実績】

「ふじのくに健康増進計画」（2014年度～2023年度）及び「第3次ふじのくに健康増進計画アクションプラン」（2018年度～2023年度）を平成30年度に策定した。ここで明らかになった課題を踏まえ、①生活習慣病対策の推進、②喫煙習慣の改善を二大目標に設定し、市町や医師会等関係機関と連携した普及啓発に取り組んでいる。

また、計画策定と同時に立ち上げた「御殿場健康福祉センター地域・職域連携推進連絡会」では、管内の関係団体代表者を委員に委嘱し、地域の健康課題全般についての意見を伺い、目標達成に向けて事業に反映させるため検討を重ねている。

a 御殿場健康福祉センター地域・職域連携推進連絡会（生活習慣病対策連絡会）
(令和4年度)

内 容 等	出席又は構成組織
令和4年度は新型コロナウイルス感染症まん延防止のため実施せず	医師会、歯科医師会、薬剤師会、市町保健委員会、市町教育委員会、市町商工会、健康づくり食生活推進協議会、静岡県国民健康保険団体連合会、全国協会健康保険協会静岡県支部、沼津労働基準監督署、市町担当課、健康福祉センター

b 第3次ふじのくに健康増進計画アクションプランに基づく地域別事業の実施
(令和4年度)

項目	方法	内容
生活習慣病対策	健診受診促進キャンペーン	新型コロナウイルス感染症まん延防止のため未実施
	普及啓発	掲載日：令和4年6月8日 他 内 容：地方紙への寄稿（日刊静岡・岳麓新聞）
	研修会の実施	実施日：令和4年5月10日 会 場：御殿場健康福祉センター 内 容：「各市町の乳幼児健診栄養相談の事例検討」 対象者：管内市町担当者・在宅栄養士
		実施日：令和4年9月5日 会 場：御殿場健康福祉センター 内 容：「県民健康基礎調査について」 対象者：管内市町担当者・在宅栄養士

生活習慣病対策 (つづき)		<p>実施日：令和4年12月5日</p> <p>会 場：御殿場健康福祉センター</p> <p>内 容：「薬学講座」</p> <p>対象者：管内市町担当者・在宅栄養士</p>
	減塩 55 プログラムの普及	管内事業所の希望により、給食施設に対し「ふじのくにお塩のとりかたチェック」を配布
	糖尿病等重症化予防事業	<p>【連絡調整会議】【連絡会議】</p> <p>令和4年度より市町主催で開催</p> <p>【指導者研修会】(オンライン)</p> <p>実施日：令和4年12月21日</p> <p>内 容：演題「多職種連携で取り組むCKD対策の推進」</p> <p>講師 藤枝市立総合病院 山本龍夫氏</p> <p>対 象：管内医療関係者</p> <p>※東部健康福祉センターと共催にて実施</p>
禁煙・受動喫煙防止対策	働き盛り世代対象事業	<p>【禁煙外来・禁煙支援薬局リストの配布】</p> <p>事業所、学校等への管内禁煙外来・禁煙支援薬局リストの配布</p> <p>【事業所への取組支援】</p> <p>実施月：通年</p> <p>内 容：健康教育・ハイチェッカー等の貸出し</p> <p>ハイチェッカー、タペストリー等</p>
	子どもに対する防煙事業	<p>【健康教育媒体の貸出】</p> <p>実施月：通年</p> <p>内 容：小中学校での防煙指導のための機材貸出し・健康教育教材リストの配布(小学校、中学校等)</p>
	禁煙デーの普及啓発	<p>掲載日：令和4年5月20日 他</p> <p>内 容：地方紙掲載(日刊静岡・岳麓新聞)</p>
	禁煙デーの普及啓発	<p>実施日：令和4年5月28日～6月8日</p> <p>内 容：世界禁煙デー及び禁煙週間の懸垂幕掲示</p> <p>実施月：令和4年5～6月</p> <p>内 容：庁舎内にポスターの掲示</p>

禁煙・受動喫煙防止対策（つづき）	受動喫煙防止ミニ講話	<p>実施日：令和4年4月21日、5月19日、6月20日、6月22日、7月21日、8月18日、9月27日、10月20日、10月24日、11月21日、12月15日、12月13日、令和5年1月18日、2月20日、3月23日</p> <p>延人数：470人</p> <p>内 容：飲食店新規許可証交付講習会・食品衛生責任者更新講習会等で受動喫煙防止条例についてのミニ講話</p>
------------------	------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（令和5年度）

（令和5年6月30日現在）

項目	方 法	内 容
生活習慣病対策	健診受診促進キャンペーン	<p>実施日：令和5年6月3日他</p> <p>内 容：歯と口の健康まつり等にて健診受診の啓発</p>
	普及啓発	<p>掲載日：令和5年5月25日 他</p> <p>内 容：地方紙への寄稿（日刊静岡・岳麓新聞）</p>
	事業所における健康経営	<p>実施日：令和5年5月29日他</p> <p>内 容：事業所を訪問し、ヒアリングの実施</p>
禁煙・受動喫煙防止対策	子どもに対する防煙事業	<p>【健康教育媒体の貸出】</p> <p>実施月：通年</p> <p>内 容：小中学校での防煙指導のための機材貸出し 健康教育教材リストの配布（小学校、中学校等）</p> <p>【管内の喫煙状況等の説明】</p> <p>実施日：令和5年6月15日</p> <p>内容：福祉課主催の学校保健連絡会の中で管内の喫煙状況について及び子どもから大人へのメッセージ事業について学校関係者に対して説明</p>
	禁煙デーの普及啓発	<p>掲載日：令和5年5月31日 他</p> <p>内 容：地方紙への寄稿（日刊静岡・岳麓新聞）</p>
		<p>実施日：令和5年5月31日～6月6日</p> <p>内 容：世界禁煙デー及び禁煙週間の懸垂幕掲示</p> <p>実施月：令和5年5～6月</p> <p>内 容：庁舎内にポスターの掲示</p>

禁煙・受動喫煙防止対策（つつぎ）	受動喫煙防止 ミニ講話	実施日：令和5年4月19日・5月23日・6月26日 6月27日 延人数：100人 内 容：食品衛生新規講習会で健康増進法一部改正と受動喫煙防止条例のミニ講話
	市イベントへの参加	御殿場市歯と口の健康大会 実施日：令和5年6月3日 内容：御殿場健康福祉センターとしてブース出店

【評価・改善】

令和4年度は新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、市町の健康イベントや会議、研修会が中止となった。また、地域の健康課題を考える地域・職域連携推進連絡会も中止となった。

禁煙・受動喫煙防止対策では、ミニ講話や新聞記事の掲載等を行うことにより、住民に対する禁煙・受動喫煙防止の普及啓発ができた。

イ 食育による健康づくりの推進

【目的】

食育推進体制の整備や健康に配慮した食の環境を整備し、食を通じた住民の健康づくりを推進する。

【実績】

（ア）食育推進実践事業

新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、御殿場市の食育懇話会や食育事業検討会が中止や書面開催となった。健康福祉センター単位の食育担当者連絡会では、情報交換を行うことにより、関係者が連携して取り組む体制づくりにつなげることができた。

また、食育月間に合わせて、広く県民へ向けて食育の普及啓発を行った。

(令和4年度)

事業名	内 容 等	出席又は構成組織
食育推進会議・食育連絡会の開催	市町食育推進会議の開催支援 《御殿場市食育推進懇話会》 実施日：令和4年11月25日 会 場：御殿場市保健センター 内 容：各団体の食育の取組について	東海大学短期大学部、御殿場小山地域活動栄養士会、御殿場市健康づくり食生活推進協議会、御殿場市婦人会、みくりやの里・食の魅力探求隊、NPO法人 エコハウス御殿場、私立保育所、小学校家庭教育学級、御殿場農業協働組合、御殿場市商工会、社会福祉協議会、病院栄養士、御殿場市立学校給食センター、高等学校養護教諭、御殿場健康福祉センター
	《東部地域食育担当者連絡会》 ※新型コロナウイルス感染症まん延防止のため中止	農林水産省関東農政局、東部農林事務所、東部健康福祉センター、熱海健康福祉センター、御殿場健康福祉センター
	《御殿場健康福祉センター管内食育連絡会》 ※新型コロナウイルス感染症まん延防止のため中止	御殿場市（健康推進課）、小山町（健康増進課） 御殿場健康福祉センター
地域における食育の推進	実施月：令和4年6月 内 容：地元新聞社への記事寄稿	日刊静岡 岳麓新聞
	実施月：令和4年6月～7月 会 場：御殿場合同庁舎ロビー 内 容：ロビー展示・パンフレットの配架	県民

(イ) 食の環境整備事業

高齢者に対する食支援体制を整備するため、高齢者福祉施設が参加する感染症対策研修会の中で、『『食べる』からつながる食支援ガイド』について情報提供を実施した。

【評価・改善】

a 食育推進実践事業

他部署・組織と連携した事業の取り組みを進めていくとともに、市町食育計画の進捗状況について、確認していく。

b 食の環境整備事業

食生活支援をしている対象者への研修会が実施できておらず、食生活の支援体制もできていない。管内栄養士等への周知も含め、関係職種が集まる研修会で情報提供を実施していき、食生活支援の体制整備と併せて考えていく。

ウ 連携・協働で進める健康づくりの推進

(ア) 市町機能の強化事業

健康増進事業費助成事業

【目的】

県民の健康増進を図るため、健康増進法第 17 条及び第 19 条の 2 の規定に基づき、市町が実施する健康増進事業の円滑な推進及び充実強化を図る。

【実績】

補助金交付申請等のとりまとめ事務により、市町が実施した健康増進事業の状況を把握し、指導・支援を行った。

(令和 4 年度)

補助対象市町	総事業費	補助金額(2/3)	事業内容
御殿場市	8,896,513 円	4,421,000 円	健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導等
小山町	5,640,707 円	2,930,000 円	

【評価】

市町に対して、令和 4 年度の事業計画について書面調査を実施し、助成対象の健康増進事業について把握することにより、各事業の計画的な実施を確認し、補助金額の決定・交付を円滑に行うことで、市町との連携が図られた。

(イ) 健康増進指導事業

【目的】

健康福祉センター及び市町における健康増進指導業務を効果的に推進するとともに、地域の保健従事者の定着及び資質の向上を図る。また、公衆栄養学を学ぶ学生の実習を受け入れ、人材の育成に努める。

【実績】

a 健康増進指導技術連絡会議

健康増進対策事業の円滑な実施と充実を図るため、所内及び管内市町との連携による研修会及び検討会を実施した。

(令和 4 年度)

内容等	出席者
実施日：令和 4 年 12 月 1 日 内容：感染症看護師等連絡会 (zoom) 講話「クラスター発生時の対応について」	病院看護師 12 人 健康福祉センター 7 人 計 19 人
実施日：令和 5 年 1 月 19 日 内容：講話「御殿場保健所管内の結核発生状況」	病院職員等 9 人 高齢者施設職員 9 人 市町関係者 7 人 健康福祉センター 7 人 計 32 人

b 新任地域保健従事者研修会

市町の新任保健師、管理栄養士及び指導者を対象とした研修を実施した。

(令和4年度)

内 容 等	参加者等
実施日：令和4年9月13日 内 容：学生実習（御殿場健康福祉センター実施） 順天堂大学保健看護学部公衆衛生看護実習Ⅰグループ合同オリエンテーション 講義「公衆衛生活動について」 「健康福祉センター各課の業務」 「県保健師の役割」	7人 ※その他学生13人、教員2人
実 施：令和4年11月～令和5年3月 内 容：管内他市町・健康福祉センター内の事業に新任保健師、管理栄養士が参加し、知識・技術を学ぶ機会とした。 ・家族交流会「ひきこもり・発達障害」精神保健（御殿場健康福祉センター福祉課実施） ・きんたろう体操（小山町実施） ・プレママ学級（御殿場市実施） 他	延べ15人

c 管理栄養士養成学生実習

公衆栄養学と地域保健福祉活動について保健所及び市町保健部門での実習を実施した。県内大学の管理栄養士の実習生を受け入れ、将来の地域保健の担い手を育成する。

(令和4年度)

学 校 名	実 習 期 間	人 数
静岡県立大学	令和4年5月16日～20日（5日間）	2人

(令和5年度)

(令和5年6月30日現在)

学 校 名	実 習 期 間	人 数
静岡県立大学	令和5年6月12日～16日（5日間）	3人

d 給食施設指導事業

喫食者の健康増進及び生活習慣病の予防を図るため、給食施設の実態を調査し、必要な指導を行った。

(令和4年度)

給食施設数	102 施設 (令和4年7月1日現在)
うち特定給食施設数	65施設
個別指導延施設数	9 施設
集団指導施設数	1 回、49施設、80人

【評価・改善】

a 健康増進指導技術連絡会議

市町従事者及び地域で活躍する保健従事者等を対象に研修会を行い、地域の保健従事者の資質向上を図った。

c 管理栄養士養成学生実習

現地実習を通じ、公衆栄養学に関する学生の理解を深めてもらい、将来の地域保健の担い手を育成した。

d 給食施設指導事業

衛生管理及び栄養管理について、講習会を通じて周知し、給食業務従事者の資質向上につながった。

エ 推進体制の整備

【目的】

地域の健康づくり事業を市町と連携して推進する体制を整備するため、会議・研修会等を通じて事業調整や情報交換等を行い事業の推進に資する。

また、地域住民の健康づくり意識の高揚を図るため、定期的に健康増進等に関する情報を提供する。

【実績】

(ア) 市町健康づくり推進協議会への参加

(令和4年度)

出席回数	3回(御殿場市1回・小山町2回)
------	------------------

(イ) 健康づくりリーダー育成・支援事業

令和4年度は新型コロナウイルス感染症まん延防止のため中止した。

(ウ) 健康情報提供事業

毎月1日の県民健康の日を中心に、地元新聞2紙に「ふじのくに健康づくり通信」「県民健康の日」としてテーマ別記事を寄稿するとともに、健康に関する各種週間を中心に庁舎ロビー等に啓発パネル等を展示した。

a 啓発記事を寄稿(岳麓新聞及び日刊静岡)

(令和4年度)

	記事タイトル
5月	・指定難病医療費助成制度と小児慢性特定疾病医療費助成制度について ・望まない受動喫煙を防ぐために
6月	・自分の歯を大切にしよう ・6月は食育月間です
7月	・薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」 ・7月28日は「日本肝炎デー」です。～肝炎ウイルス検査を受けましょう～
8月	・8月は「食中毒防止月間」です。～めざそう 食中毒ゼロ ふじのくに～
9月	・9月24日から30日は結核予防週間です
10月	・10月は「骨髄バンク推進月間」です ・がんは早期発見・早期治療が重要です。がん検診を受けましょう
11月	・麻薬・覚醒剤・大麻乱用は「ダメ。ゼッタイ。」
12月	・このまちで暮らしている。私もあなたも。12月1日は世界エイズデー
2月	・きっと誰かが、だったら私が はたちの献血 ・ひきこもり～正しい理解と支援のために～

(令和5年度)

(令和5年6月30日現在)

	記事タイトル
5月	・望まない受動喫煙を防ぐために ・指定難病医療費助成制度と小児慢性特定疾患～医療費助成制度について～
6月	・自分の歯を大切にしよう ・生活習慣を振り返ってみませんか～6月は食育月間・健診（検診）受診強化月間です～

b パネル・ポスター展示及びパンフレットの配布

(令和4年度)

行事名	実施期間	備考
食育月間	6月1日～7月31日	食育月間・野菜を食べよう
健康増進普及月間	9月1日～9月30日	栄養・運動・休養

(令和5年度)

(令和5年6月30日現在)

行事名	実施期間	備考
食育月間	6月1日～6月30日	食育月間

【評価・改善】

(ア) 市町健康づくり推進協議会への参加

市町の健康づくり事業の取組について意見交換し、相互理解が得られた。今後も市町の事業実施への支援を通じて連携を強化していく。

(イ) 健康づくりリーダー育成・支援事業

新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、市町の健康づくり食生活推進員を中心に、情報交換会や研修を通じた交流会を実施できなかった。今後は意見交換会等の交流の場を設け、地域の健康づくり活動が活発に行われるよう市町と連携しながら支援していく。

(ウ) 健康情報提供事業

地元新聞社及び所内各課の協力により、県民に対し健康に関する最新の正しい情報を提供できた。今後も県民への積極的な情報提供に努める。

(6) 感染症対策

ア 感染症予防対策

【目的】

感染症の予防とまん延防止を推進するため、患者発生後速やかに調査及び健康診断を実施するとともに、関係機関への情報提供や啓発を図る。

【実績】

(ア) 感染症発生時の対応

患者発生時には、患者の人権に配慮しながら、家族等の接触者に対し迅速に積極的疫学調査を行い、二次感染やまん延防止に努める。

(令和4年度)

疾病名	疫学調査件数
腸管出血性大腸菌感染症	2件

(令和5年度)

(令和5年6月30日現在)

疾病名	疫学調査件数
エムボックス(サル痘)	1件
麻しん	1件(他県からの接触者調査)

(イ) 感染症予防の会議・研修

地域での感染症対策の向上を図ることを目的として、病院に勤務する看護師等を対象とした連絡会を開催した。

(令和4年度)

開催年月日	対象者	内容	参加者数
令和4年 12月1日	管内病院感染管理 担当職員、市町職 員、保健所職員	感染管理看護師連絡会 1 開会 2 情報提供 (1)「御殿場保健所管内の新型コロナ ウイルス発生状況」 御殿場保健所長	27人

		<p>(2)「クラスター発生時の対応について（拡大を最小限に食い止めるために）」 御殿場かいせい病院 看護部長 銚之原みどり氏 3F 障害者施設等師長 勝又 周吾氏 3 情報交換</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の院内感染対策について（5項目） (2) インフルエンザ対策について（4項目） (3) その他（3項目）</p> <p>4 保健所からの情報提供</p>	
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

(ウ) 感染症発生動向調査

定点医療機関と保健所・県・国の3者をオンラインで接続したサーベイランスシステム（流行監視体制）により感染症の発生動向を把握し、管内医療機関等に情報提供した。

【評価・改善】

(ア) 感染症発生時の対応

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、迅速かつ適切に対処し、二次感染やまん延を防止できた。令和5年度については、全国で麻疹患者が増加。管内では患者発生はないが、接触者調査を行い感染拡大防止に努めた。

(イ) 感染症予防の会議・研修

今後も医療機関の感染管理看護師等と連絡会を開催し、感染症予防体制の維持・向上と集団発生の予防に努める。

(ウ) 感染症発生動向調査

定点医療機関と保健所・県・国の3者をオンラインで接続したサーベイランスシステム（流行監視体制）により感染症の発生動向を把握するとともに、定点医療機関、医師会、市 町等に情報をフィードバックし、感染症の発生動向を周知できた。

感染症患者発生状況調

(令和4年度)

分類・疾病名		市 町			計	3年度	2年度
		御殿場市	小山町				
一類	【発生なし】	0	0	0	0	0	
二類	結核	4	1	5	8	11	
三類	腸管出血性大腸菌感染症	1	0	1	22	9	
四類	E型肝炎	0	0	0	0	1	
	つつが虫病	4	3	8※ ¹	13	2	
	レジオネラ症	0	0	0	3	0	
五類(全数 把握分)	劇症型溶血性レンサ球菌感染症			0	0	2	
	ウイルス性肝炎(E、Aを除く)			1	0	0	
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症			0	1	0	
	梅毒			9	2	1	
	百日咳			0	0	4	
新型インフルエンザ等感染症				21,332	3,989	223	
計				21,356	4,038	253	
五類(定点 把握分)	インフルエンザ			1,392	2	12	
	感染性胃腸炎			1,404	999	931	

(注) 本表は、健康福祉センターにおいて調製する。

※1 8件中1件は管外在住者

感染症患者発生状況調

(令和5年度)

(令和5年6月30日現在)

分類・疾病名		市 町			4年度 同 期	3年度 同 期
		御殿場市	小山町	計		
一類	【発生なし】	0	0	0	0	0
二類	結核	0	0	1 ^{※1}	0	5
三類	腸管出血性大腸菌感染症	0	0	0	1	0
四類	E型肝炎	0	0	0	0	0
	つつが虫病	0	0	0	0	0
	レジオネラ症	0	0	0	0	0
	サル痘	1	0	1 ^{※2}	0	0
五類(全数 把握分)	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	/	/	0	0	0
	ウイルス性肝炎 (E、Aを除く)	/	/	0	1	0
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	/	/	1	0	0
	梅毒	/	/	3	2	1
新型インフルエンザ等感染症		/	/	66 ^{※3}	2,273	103
計		/	/	72	2,277	109
五類(定点 把握分)	インフルエンザ	/	/	312	0	1
	感染性胃腸炎	/	/	277	392	153

(注) 本表は、健康福祉センターにおいて調製する。

※1 1件中1件は管外在住者

※2 1件中1件は管外からの届出

※3 新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日以降、新型インフルエンザ等感染症ではなくなり、五類(定点把握分)となった。

イ エイズ予防対策

【目的】

エイズと性感染症の相談及びHIV抗体検査を実施し、感染者の早期発見、二次感染予防に努める。また、エイズに関する正しい知識の普及啓発を図るため、研修会の開催や青少年を対象とした啓発活動を実施する。

【実績】

(ア) エイズ相談・HIV抗体検査

毎月1回の昼間の迅速検査のほか、希望者が検査を受けやすい体制を確保するため、東部保健所及び熱海保健所と共同で夜間検査を実施した。

エイズ相談等実施状況調

区 分	相 談 件 数			検 査 受 付 件 数		
	男	女	計	男	女	計
令和3年度	7	1	8	44	19	63
令和4年度	5	1	6	53	23	76
令和5年度 (5年6月30日現在)	0	1	1	20	6	26

(注) 相談件数は検査予約及び検査時における相談を除いている。

(イ) エイズ予防普及啓発事業

例年、福祉課主催の学校保健従事者を対象とした連絡会等の場でHIVをはじめとする性感染症等の情報提供や意見交換を行っていた。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、積極的に事業を行うことができなかった。

(令和4年度)

事 業 名	内 容 等	参加者等
HIV 検査普及 週間、エイズ デーキャン ペ ー ン	実施日：令和4年6月 内 容：HIV 検査普及週間に合わせて、御殿場合同 庁舎ロビーにて啓発ポスターの掲示と啓 発資料とグッズを配布した。	県民
	実施日：令和4年6月1日 内 容：夜間検査（東部及び熱海健康福祉センター と合同開催）	県民
	実施日：令和4年11月～12月 内 容：世界エイズデーに合わせて、御殿場合同庁 舎ロビーにて啓発ポスターの掲示と啓発 資料とグッズを配布した。	県民
地域エイズ 予防連絡会	新型コロナウイルス感染症まん延防止のため実施 せず	
思 春 期 講 座 (健康講座)	新型コロナウイルス感染症まん延防止のため実施 せず	
報道関係等を 利用した啓発	実施日：毎月 内 容：市町広報誌にHIV 検査や相談の案内をした。	県民

(令和5年度)

(令和5年6月30日現在)

事業名	内容等	参加者等
HIV検査普及週間、エイズデーキャンペーン	実施日：令和5年6月6日 内容：夜間検査（東部及び熱海健康福祉センターと合同開催）	県民
	実施日：令和5年6月1日～令和5年6月7日 内容：HIV検査普及週間に合わせて、御殿場合同庁舎ロビー・小山町・御殿場市にて啓発グッズを配架。	県民
地域エイズ予防連絡会	実施日：令和5年6月15日 内容：学校保健従事者連絡会での情報提供	学校保健関係者

【評価・改善】

(ア) エイズ相談・HIV抗体検査

HIV抗体検査は迅速検査を実施し、検査の際にHIVや性感染症の予防について併せて指導をしている。また、より広く県民に対して周知されるよう、管内市町に啓発グッズの配架を依頼した。

(イ) エイズ予防普及啓発事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年以降参加が出来ていなかったが、令和5年度から再び、御殿場健康福祉センター福祉課主催の学校保健従事者を対象とした連絡会等の場で、HIVをはじめとする性感染症等の情報提供を行った。

ウ 肝炎対策業務

【目的】

ウイルス性肝炎の感染が持続することによる肝硬変や肝がんへの進行を予防するため、治療を必要とする肝炎患者に経済的負担の軽減等により、治療の機会を確保するとともに、相談・検査から治療まで切れ目のない総合的な肝炎対策を推進する。

【実績】

(ア) 肝炎検査等の実施状況

肝炎の感染について不安を持っている県民に対し、肝炎ウイルス検査及び相談を実施した。

各種会議や研修会、イベント等を通じ検査の実施について周知しているが、今後は、職域への周知にも努めていく。

肝炎相談等実施状況

(単位：件)

区 分	肝炎相談 件数			H C V 検査						H B s 検査					
				検査件数			陽性件数			検査件数			陽性件数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
令和 3 年度	7	4	11	45	20	65	0	0	0	45	20	65	0	0	0
令和 4 年度	1	0	1	51	23	74	0	0	0	39	15	54	1	0	1
令和 5 年度 (5年6月30日現在)	0	0	0	21	6	27	0	0	0	21	6	27	0	0	0

(イ) 肝炎治療特別促進事業

静岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づき、B型・C型肝炎等治療の医療費の一部助成を行うため、受給者証の申請受付及び医療費の払い戻し等の事務を行った。

※本事業の対象医療については、以下のとおり年々拡大されている。

平成 20 年度～ B型及びC型慢性肝炎等に対するインターフェロン製剤治療

平成 22 年 4 月～ B型慢性肝疾患の核酸アナログ製剤治療及びC型肝炎の一部の2回目治療

平成 23 年 9 月～ B型慢性肝疾患のインターフェロン治療のうちペグインターフェロン製剤治療（これにより一部2回目治療も可能）

平成 23 年 11 月～ C型慢性肝疾患のインターフェロン治療のうちテラプレビルを含む3剤治療

平成 25 年 12 月～ C型慢性肝疾患のインターフェロン治療のうちシメプレビルを含む3剤治療

平成 26 年 12 月～ C型慢性肝炎セログループ1型に対する経口2剤（ダクラタスビル・アスナプレビル）による治療（インターフェロンフリー）

平成 27 年 5 月～ C型慢性肝炎に対する新薬（ソバルディ、ハーボニー、ヴィキラックス等）による治療（インターフェロンフリー）

平成 27 年 5 月～ 核酸アナログ製剤治療の更新申請（年1回）について、受給者にとってより手続きしやすくなるよう提出書類が簡素化された。

平成 29 年 4 月～ セログループ1・2型に該当しないC型慢性肝炎又は代償性肝硬変に対するソバルディ錠及びリバビリンとの併用療法（インターフェロンフリー）

平成 29 年 11 月～ C型慢性肝炎又は代償性肝硬変に対する新薬（マヴィレット配合錠）による治療（インターフェロンフリー）

平成 31 年 3 月～ C型慢性肝炎、代償性肝硬変、非代償性肝硬変に対する新薬（エプクルーサ配合錠）による治療（インターフェロンフリー）

令和2年3月～ 核酸アナログ製剤治療に係る医療費助成について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年3月1日から令和3年2月末までに受給者証の有効期限が満了する受給者を対象にその有効期間を1年間延長する措置を実施。

医療費特別促進事業申請状況

(令和5年度)

(令和5年6月30日現在)

治療方法	申請種別	御殿場市	小山町	計	4年度 末計	3年度 末計
インターフェロン治療	新規	0	0	0	0	0
	2回目	0	0	0	0	0
	3剤併用	0	0	0	0	0
インターフェロンフリー	新規	3	0	3	2	13
	再治療	0	0	0	0	0
B型核酸アナログ製剤治療	新規	1	0	1	9	7
	更新	15	1	16	55	61
合 計		19	1	20	66	81

【評価】

治療を必要とするB型・C型慢性肝炎患者の治療を促進し、患者の経済的負担の軽減を図るとともに、肝硬変及び肝がんの予防並びに感染予防に寄与している。

(ウ) 相談支援と普及啓発活動

ウイルス性肝炎は、感染が持続すると慢性肝炎から肝硬変や肝がんへ進行することがある。肝硬変や肝がんへの進行を予防するため、患者支援とともに、県民の肝炎に関する正しい知識習得や肝炎感染予防・早期発見につながるよう相談支援と普及啓発活動を実施した。

開催年月日	内容	参加者	備考
(令和4年度) 令和5年3月4日	肝炎予防医療講演会 講師：肝疾患診療連携拠点病院医師、伊豆肝友会、御殿場肝友会	17人	東部保健所と共催
令和5年度 (実施時期未定)	肝炎医療相談・交流会 講師：肝疾患診療連携拠点病院		

(エ) 医療従事者等に対する研修

医療従事者等に対する研修は、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため中

止となった。

令和5年度は10月頃実施予定である。

エ 結核予防対策業務

【目的】

「感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成19年4月改正）に基づき、結核の予防とまん延防止、結核患者に対する適切な医療提供及び治療完遂のため、予防啓発と患者管理等を行う。

【実績】

(ア) 結核予防啓発等

患者に対する服薬支援を円滑かつ効果的に行うため、服薬支援者の資質向上を図ることを目的として、服薬支援者研修会を実施した。

(令和4年度)

開催年月日	内 容	参加者
令和5年1月19日	服薬支援者研修会 講師：公益財団法人結核予防会結核研究所	25人

(イ) 結核患者の管理等

a 結核患者の届出を受け、患者情報を登録管理するとともに、登録患者の病状を的確に把握するため、結核管理検診及び定期病状調査事業を実施した。

また、感染拡大防止のため、患者の家族や接触者等に対する健診を実施した。

b 結核患者に対する医療提供の適否、治療内容及び医療費公費負担等について、感染症(結核)診査協議会に定期的に諮問した(東部保健所にて合同開催)。

c 治療完遂のため、患者訪問面接等により、結核患者や家族等に対する服薬指導等の保健指導を実施した。

結核登録患者数調

(単位：人)

年 次	総 数	活 動 性 結 核							不 活 動 性 結 核	活 動 性 不 明	潜 在 性 結 核 感 染 症 (別掲)	
		総 数	肺 結 核 活 動 性					肺 外 結 核				
			総 数	喀痰塗抹陽性		登録時 その他 菌陽性	登録時 菌陰性 その他					
				総 数	初 回 治 療							再 治 療
令和4年管内合計	13	1	1	1	1	0	0	0	0	9	0	3
(再) 御殿場市	11	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	3
(再) 小山町	2	1	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0

結核予防対策業務の実績

項目	事業名	内 容																																			
		令和4年度		令和5年度（6月30日現在）																																	
予 防 啓 発	結核予防週間	令和4年9月 御殿場合同庁舎ロビー等での ポスター展示と啓発グッズの 配布		令和5年9月 御殿場合同庁舎ロビー等での ポスター展示と啓発グッズの 配布（予定）																																	
患 者 管 理	患者や家族等への服薬等の保健指導実施	訪問指導 延べ 23人 相談指導 延べ 212人		訪問指導 延べ 8人 相談指導 延べ 25人																																	
	定期病状調査	0件		0件																																	
	感染拡大防止の接触者健康診断の実施	接触者健康診断年次状況調 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象者数</th> <th>受診者数</th> <th>受診率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>21人</td> <td>21人</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>令和5年6月末現在</td> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table>					対象者数	受診者数	受診率	令和4年度	21人	21人	100.0%	令和5年6月末現在	2人	2人	100.0%																				
		対象者数	受診者数	受診率																																	
	令和4年度	21人	21人	100.0%																																	
令和5年6月末現在	2人	2人	100.0%																																		
コホート検討会	第1回：令和5年2月9日 参加者：21人 第2回：令和5年3月14日 参加者：11人 ※静岡県立総合病院にて実施		第1回：令和5年10月頃実施（予定） 第2回：令和6年2月実施（予定）																																		
DOTSカンファレンス	DOTSカンファレンスは月1回、連絡会は年4回、県立病院にて実施		DOTSカンファレンスは月1回、連絡会は年4回、県立病院にて実施（予定）																																		
医 療	感染症診査協議会（結核）	13回開催 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>諮問数</th> <th>承認数</th> <th>不承認数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>37条</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>37条2</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>			諮問数	承認数	不承認数	37条	3	3	0	37条2	5	5	0	計	8	8	0	3回開催 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>諮問数</th> <th>承認数</th> <th>不承認数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>37条</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>37条2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>			諮問数	承認数	不承認数	37条	0	0	0	37条2	1	1	0	計	1	1	0
	諮問数	承認数	不承認数																																		
37条	3	3	0																																		
37条2	5	5	0																																		
計	8	8	0																																		
	諮問数	承認数	不承認数																																		
37条	0	0	0																																		
37条2	1	1	0																																		
計	1	1	0																																		

【評価・改善】

患者支援とまん延防止については、医療機関等との総合的な患者支援のためのシステム強化に取り組むとともに、個々の結核患者の治療完遂に向けた患者支援（DOTS事業）をきめ細かく実施している。今後も地域の結核医療の向上、連携推進のため、地域関係者の研修会やDOTSカンファレンス等を充実させていく必要がある。

(7) 難病等対策

【目的】

原因不明で、治療方法の確立していない難病患者に対して、治療促進と医療費負の軽減を図るとともに、在宅患者と家族等に対し安定した療養生活及びQOL(生活の質)向上のための支援を行う。

【実績】

ア 「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、難病患者の医療費の助成を行うため、また、「静岡県特定疾患治療研究事業実施要綱」に基づき、突発性難聴及び橋本病の患者に対して医療費の助成を行うため、受給者証の申請受付及び医療費の払い戻し等の事務を行い、治療の促進と経済的負担の軽減を図った。

イ 難病患者地域支援対策推進事業

難病患者とその家族等の在宅療養生活を支援するため、保健師等による訪問相談を行った。

訪問相談事業

年 度	回数	内 容 等
令和4年度	61回	神経難病及び重症認定者を中心に保健師と看護師が訪問相談を実施した。
令和5年度 (令和5年6月30日現在)	32回	

【評価・改善】

ア 難病の患者に対する医療費助成事業

平成27年1月1日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、対象疾患が段階的に増え、令和元年7月1日には333疾患、令和3年11月1日には338疾患となった。

イ 難病患者地域支援対策推進事業

保健師や看護師による訪問相談により、重度難病患者の在宅療養生活を支援している。引き続き、患者とその家族のQOLの向上に資することを目的とした訪問相談を実施するとともに、また、患者とその家族の交流会等を開催する。

災害時要配慮者の避難支援について、各市町の災害避難行動要支援者計画の策定進捗状況に差があるため今後も各市町と連携して検討していく。

特定医療費等受給者調

(令和4年度)

疾患群	市町名		計	3年度 末計	2年度 末計
	御殿場市	小山町			
血液疾患	21	3	24	25	23
免疫疾患	73	15	88	83	80
呼吸器疾患	21	5	26	24	21
循環器疾患	8	0	8	9	10
消化器疾患	115	16	131	127	113
骨・関節疾患	25	3	28	37	40
染色体異常疾患	0	0	0	2	0
皮膚疾患	28	0	28	29	23
腎・泌尿器疾患	15	4	19	22	16
免疫・皮膚系疾患	3	2	5	6	5
内分泌疾患	16	2	18	18	19
聴覚・平衡系疾患	0	0	0	0	0
耳鼻系疾患	0	0	0	0	0
視覚系疾患	6	2	8	9	8
神経・筋疾患	117	31	148	155	145
代謝異常疾患	2	0	2	2	3
合 計	450	83	533	548	506

特定医療費等受給者調

(令和5年度)

(令和5年6月30日現在)

疾患群	市町名		計	4年度 末計	3年度 末計
	御殿場市	小山町			
血液疾患	24	4	28	24	25
免疫疾患	81	16	97	88	83
呼吸器疾患	23	5	28	26	24
循環器疾患	9	0	9	8	9
消化器疾患	119	16	135	131	127
骨・関節疾患	30	4	34	28	37
染色体異常疾患	0	0	0	0	2
皮膚疾患	30	1	31	28	29
腎・泌尿器疾患	20	4	24	19	22
免疫・皮膚系疾患	3	2	5	5	6
内分泌疾患	17	2	19	18	18
聴覚・平衡系疾患	0	0	0	0	0
耳鼻系疾患	0	0	0	0	0
視覚系疾患	7	2	9	8	9
神経・筋疾患	130	32	162	148	155
代謝異常疾患	2	0	2	2	2
合 計	495	88	583	533	548

(8) 原子爆弾被爆者対策

【目的】

原爆被爆者援護法に基づき、被爆者手帳の交付、各種手当、医療費等の給付事務を行うとともに被爆者健康診断を実施することにより、被爆者の健康保持及び福祉の向上を図る。

【実績】

ア 管内に居住する被爆者等に対し、手帳の交付、各種手当、医療費等の給付事務を行った。

イ 委託医療機関の協力を得て、被爆者等の定期健康診断を年2回、がん検診を年1回実施した。

被爆者等健康診断の実施状況

(令和4年度)

区分	被爆者	第二種健康診断 受診者証所持者	被爆者二世	計
対象者	22	1	28	51
第1回受診者	2	0	7	9
第2回受診者	2	0	2	4
がん検診受診者	2		9	11

(令和5年度)

(令和5年6月30日現在)

区分	被爆者	第二種健康診断 受診者証所持者	被爆者二世	計
対象者	22	1	29	52
第1回受診者	2	0	6	8
第2回受診者	—	—	—	—
がん検診受診者	2		6	8

【評価・改善】

被爆者の医療費の負担を軽減するとともに、健康診断を受診することにより被爆者の健康状況の把握及び療養支援を行うことができた。

4 衛生薬務課

(1) 食品衛生関係業務

【目的】

食中毒等の飲食に起因する健康被害の発生を防止し、食の安全・安心に寄与する。

【実績】

ア 営業許可

食品営業許可事務の適正処理に努めるとともに、新規許可の営業者を対象とした許可証交付講習会や継続許可に併せて実施する食品衛生責任者等を対象とした衛生管理講習会等の機会を捉え、衛生知識の普及向上と衛生管理の徹底について指導した。

イ 監視指導

地域の実情を踏まえた計画的かつ効果的な監視指導を実施した。

また、管内には大規模な食品製造施設や調理施設が多いため、食品衛生監視専門班の応援を得て専門的な監視指導を行い、食品による危害の発生防止に努めた。

ウ 食中毒防止

[一斉監視・衛生講習]

食中毒防止対策を効果的に推進するため、一斉監視指導や衛生講習を実施した。

(令和4年度)

実施月	実施方法	対象施設・業種等
4～6	監視指導 (衛生講習会)	大量調理施設(学校給食、自衛隊)監視 (食品衛生協会指導員、学校給食・保育園給食従事者等)
7～9	監視指導 (衛生講習会)	観光関連施設、焼肉屋・食肉販売業、夏期食品取扱施設一 斉監視(食品関係従事者等)
10～12	監視指導 (衛生講習会)	食品製造業、スーパー等年末食品一斉監視(食品関係従事 者、保育園給食従事者等)
1～3	監視指導 (衛生講習会)	社会福祉施設、保育所給食施設(食品関係従事者等)

[啓発活動]

食中毒防止月間(8月)、ノロウイルスによる食中毒が多発する冬期(11月～3月)には、御殿場食品衛生協会の協力を得て、広報車による巡回や懸垂幕、のぼり旗の設置等により、県民に食中毒防止を呼び掛けた。

また、各種講習会においてはノロウイルスを始めとする食中毒防止、感染症予防の啓発を行った。

[健康危機管理]

食中毒の発生、違反食品の発見、消費者からの不良食品の届出等に対して、迅速な処理に努めた。

エ 食品営業者の自主管理体制の確立

知事が委嘱する食品衛生推進員や御殿場食品衛生協会の食品衛生指導員による巡回衛生指導等を積極的に支援し、営業者による自主衛生管理体制の強化を図ることに努めた。

【評価・改善】

- ア 食の安全・安心を求める意識が高まる中、食品に係る苦情や相談について、迅速・的確に処理することにより、消費者の信頼確保に努めている。
- イ 飲食に起因する健康被害を減少させるためには、食品を製造する側と食品を消費する側の双方の衛生管理知識の向上が望まれることから、製造者にはHACCPの考え方に基づくリスク管理等の徹底を、消費者には食品の適正な取り扱い等を普及に努めていく。
- ウ 令和4年度にサルモネラ属菌による食中毒が発生したため、原因施設に対して再発防止を指導した。また、他の施設には、立入調査時に、発生した食中毒事例を踏まえ、集団給食施設、食品製造業、飲食店等に対して毎日の健康チェックと手洗いの励行及び十分な加熱調理について指導していく。
- エ 令和5年度も引き続き、大規模な食品製造施設や調理施設を重点監視指導対象施設として、食品衛生監視専門班の応援を得て専門的な監視指導に努めている。

(2) 動物愛護管理業務

【目的】

犬・猫や特定動物による公衆衛生上の危害の発生を防止し、人と動物が共存できる地域づくりを推進する。

【実績】

ア 狂犬病予防法の遵守と犬による危害防止

市町・獣医師会と協働して戸別訪問指導等を実施し、狂犬病予防法に基づく犬の登録と狂犬病予防注射を実施させるとともに、報道機関に情報提供し、その必要性を訴えた。

また、放浪犬や放し飼い等の苦情に対しては、動物保護指導班の応援や市町の協力を得て適切に対応した。

イ 動物愛護指導

(一社)静岡県動物保護協会御殿場支部が開催する犬・猫の飼い方教室、動物愛護教室、社会福祉施設等への動物ふれあい訪問活動等を積極的に支援し、動物の愛護と適正管理思想の普及に努めた。

また、平成24年9月から飼い主のいない猫による被害を防止する目的で、地域猫活動を推進している。具体的には地区の自治会、市内の動物病院、動物愛護ボランティア、エサやりの住民、御殿場市等と協働し、TNR(飼い主のいない「猫」の保護(T)⇒不妊・去勢手術(N)⇒もとの場所に返す(R))と環境美化(猫のトイレ設置、エサやり場の特定等)を実施し、飼い主のいない「猫」の糞などによる被害の軽減と動物愛護の両立を図っている。

なお、御殿場市及び小山町は保健所の技術的支援を受け、独自に対策を実施している。

ウ その他の動物の飼養、保管及び危害防止

ペットショップ、乗馬クラブ、警察犬訓練所等の動物取扱業登録施設に対する立入調査を行い、適正管理の徹底に努めた。

【評価・改善】

- ア 狂犬病が侵入した場合、その蔓延を防止するには、70%以上の犬が抗体を保有していることが必要とされている。そのため、今後も引き続き、市町及び獣医師会と連携して狂犬病予防注射の実施率の向上を図っていく。
- イ 犬による咬傷事故を防止し、人獣共通感染症を予防するため、静岡県動物愛護管理推進計画に基づき「飼い主の管理責任の徹底」等を指導し、強化していく。
- ウ 動物とのふれあいは、子供たちにとっては「命の大切さ」を学ぶうえで重要な情操教育の場であり、高齢者にとっては「やすらぎ」や「癒し」を得られる機会でもあることから、今後も動物愛護教室や動物ふれあい訪問活動の充実強化を図っていく。
- エ 災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難所まで安全に避難する同行避難が円滑に進むよう平成27年3月に策定された「災害時における愛玩動物対策行動指針」の周知や、避難所等での飼育管理支援体制の構築を図っていく。

(3) 薬務関係業務

【目的】

医薬品等の安全確保と覚醒剤等の薬物乱用防止を図る。

【実績】

ア 薬事

薬局、医薬品販売業者等を対象に、一斉監視指導を行い、医薬品の保管管理や適正な医薬品の販売について指導した。

また、医薬品等製造業者、製造販売業者については、薬事監視機動班による専門的な監視指導を行い、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保に努めた。

特に、医療機器製造業に対しては、製造管理、品質管理規則等の遵守状況を重点に監視指導した。

イ 毒物・劇物

毒物・劇物販売業者を対象に計画的な立入検査を行い、保管管理の徹底と危害の発生防止に努めた。

ウ 麻薬・覚醒剤

麻薬等の取扱いについては、病院等の立入検査や薬局等の監視時に、厳正な保管管理と適正使用の徹底の指導に努めた。

薬物乱用防止対策としては、御殿場地区薬物乱用防止指導員協議会等の協力を得て、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の推進に努め、学校、薬剤師会及び警察の協力を得て小・中・高校生を対象とした薬学講座を開催し、若年層に対する啓発活動を行った。

また、大麻・けしの不正栽培の防止に努めるとともに、管内で自生した「けし」の確認・撤去を行った。

【評価・改善】

- ア 専門的な監視指導により、製造業者等における品質管理基準の遵守及び薬局における薬剤師の適正配置、調剤過誤防止対策等を確認している。
- イ 薬物の乱用防止対策については、街頭キャンペーンや小・中・高校生への薬学講座の開催等により、引き続き青少年への啓発に努めていく。

(4) 血液確保対策

【目的】

県民からの献血により輸血用血液製剤を確保するため、献血の推進・普及に努める。

【実績】

県の献血計画に基づき、血液センター、市町、事業所及び高校等と連携し、目標達成に努めている。

【評価・改善】

献血達成率は、県平均をやや下回っているため、今後も市町、ボランティア及び静岡県赤十字血液センター沼津事業所と連携し、献血の必要性について啓発に努めていく。

(5) 生活衛生関係業務

【目的】

旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所、興行場及び民泊施設における衛生水準の向上と利用者の安全確保を図る。

【実績】

旅館、公衆浴場、理容所、美容所等の許認可事務を始め、計画的な監視指導を実施し、衛生水準の維持向上に努めた。

また、旅館及び公衆浴場のレジオネラ症発生防止対策として、立入検査時の指導、レジオネラ症に関するパンフレットの配布等を行い、浴槽水の水質検査の徹底と安全確保に努めた。

住宅宿泊事業法に係る相談について適切に対応し、施設の安全管理の必要性について相談者に対して説明した。

【評価・改善】

旅館、公衆浴場等の衛生は、計画的な監視指導により衛生水準が確保されていることを確認しているが、特に入浴施設におけるレジオネラ症発生防止対策については、引き続き衛生管理の徹底指導に努めていく。

(6) 特定建築物関係業務

【目的】

多数の者が利用する一定規模以上の建築物（特定建築物）の衛生管理等について監視指導し、建築物の衛生的で快適な環境の確保を図る。

【実績】

計画的な立入検査を行い、清掃、空調、給排水、ゴミの処理等、衛生管理の徹底を指導し、快適で衛生的な環境の確保に努めた。

【評価・改善】

特定建築物については、大型化と用途の多様化に伴う室内環境の変化や地球温暖化等を踏まえて見直された建築物環境衛生管理基準に基づいて、衛生水準の確保・向上が図られている。

(7) 温泉関係業務

【目的】

源泉の実態調査により温泉湧出量の変動状況を、また、宿泊施設や公衆浴場の温泉の利用状況を把握することにより、温泉の保護及び利用の適正化を図る。

【実績】

ア 各源泉における10年毎の温泉の成分分析の実施を指導するとともに、浴用施設における分析結果等の掲示を重点的に指導した。

イ 温泉中に含まれる可燃性天然ガスによる事故を防ぐため、事業者が行うガス含有検査の励行を指導し、当所管内には該当源泉の無いことを確認している。

ウ 温泉に関する許可申請件数は、次のとおりである。

年 度	静岡県環境審議会温泉部会上程件数			温泉利用許可件数 (所在地)
	掘 削	増 掘	動 力	
令和4年度	0	0	1	1件
令和5年度 (6月30日現在)	0	0	0	0件

―【評価・改善】

ア 源泉の実態調査及び温泉成分分析の推進により、適正に管理されていることを確認している。

イ 可燃性天然ガス濃度の確認の結果、当所管内の源泉には問題が無いことが判明しているが、地震等による地殻変動の影響も考えられることから、引き続き可燃性ガスの発生状況を調査し、事故防止に努めていきたい。

動物取扱施設立入検査状況調

(令和4年度)

項目 種別	施設数	登録件数	立入検査 目標件数 (A)	立入検査件数 (B)	立入検査率 (B/A)	処分等の件数				告発 件数	
						登録 取消 停止	改善 措置 勧告	命令	始末書 その他	無登録	その他
販売	20	20	10	12	120						
保管	30	30	15	18	120						
貸出し	3	3	1.5	2	133						
訓練	7	7	3.5	5	143						
展示	13	13	6.5	7	108						
競りあわせ	0	0	0	0	—						
譲受飼養	1	1	0.5	1	200						
合計	74	74	37	45	122	0	0	0	0	0	0

(注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

2 「立入検査目標件数」欄は、「登録件数」に第一種動物取扱業者の有する飼養施設等への立入検査実施要領に基づき2分の1を乗じた件数を記載する。

動物取扱施設立入検査状況調

(令和5年度)

(令和5年6月30日現在)

項目 種別	施設数	登録件数	立入検査 目標件数 (A)	立入検査 件数 (B)	立入検査率 (B/A)	処分等の件数				告発 件数	
						登録 取消 停止	改善 措置 勧告	命令	始末書 その他	無 登録	そ の 他
販売	21	21	10.5	3	29						
保管	30	30	15	5	33						
貸出し	3	3	1.5	0	0						
訓練	8	8	4	1	25						
展示	13	13	6.5	3	46						
競りあわせ	0	0	0	0	—						
譲受飼養	1	1	0.5	0	0						
合計	76	76	38	12	32	0	0	0	0	0	0

(注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

2 「立入検査目標件数」欄は、「登録件数」に第一種動物取扱業者の有する飼養施設等への立入検査実施要領に基づき2分の1を乗じた件数を記載する。

3

特定動物飼養又は保管許可件数調

(令和4年度)

特定動物の種類	施設数	新規許可件数	変更許可件数	立入検査件数	処分等の件数			告発件数	
					許可取消	措置命令等	始末書 その他	無許可	その他
哺乳類	1	0	0	1	0	0	0	0	0
鳥類	0	0	0	0	0	0	0	0	0
爬虫類	1	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

特定動物飼養又は保管許可件数調

(令和5年度)

(令和5年6月30日現在)

特定動物の種類	施設数	新規許可件数	変更許可件数	立入検査件数	処分等の件数			告発件数	
					許可取消	措置命令等	始末書 その他	無許可	その他
哺乳類	1	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥類	0	0	0	0	0	0	0	0	0
爬虫類	1	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

犬・猫の愛護管理状況調

(令和4年度)

犬					猫		
保護頭数	引取り頭数	返還頭数	譲渡頭数	殺処分頭数	引取り頭数	譲渡頭数	殺処分頭数
7	6	3	7	/	0	0	/

- (注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。
 ただし、本庁にあっては、健康福祉センター別に調製する。
- 2 「殺処分頭数」欄は、動物管理指導センターが最終的に県下の犬猫の殺処分を行うため、動物管理指導センターのみが記入することとし、各健康福祉センターにおいては、斜線を記入する。

犬・猫の愛護管理状況調

(令和5年度)

(令和5年6月30日現在)

犬					猫		
保護頭数	引取り頭数	返還頭数	譲渡頭数	殺処分頭数	引取り頭数	譲渡頭数	殺処分頭数
1	0	1	0	/	0	0	/

- (注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。
 ただし、本庁にあっては、健康福祉センター別に調製する。
- 2 「殺処分頭数」欄は、動物管理指導センターが最終的に県下の犬猫の殺処分を行うため、動物管理指導センターのみが記入することとし、各健康福祉センターにおいては、斜線を記入する。

動物をめぐる苦情・相談件数調

(令和4年度)

動物種 \ 項目	苦情	相談
犬	35	78
猫	46	86
その他の愛護動物	0	0

(注) 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。
ただし、本庁にあっては、健康福祉センター別に調製する。

動物をめぐる苦情・相談件数調

(令和5年度)

(令和5年6月30日現在)

動物種 \ 項目	苦情	相談
犬	6	28
猫	8	16
その他の愛護動物	0	0

(注) 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。
ただし、本庁にあっては、健康福祉センター別に調製する。

動物愛護ボランティアグループ及び動物愛護推進員人数調

(令和4年度)

項目 市町別	ボランティアグループの数	動物愛護推進員の人数
御殿場市	23	2
小山町	5	1

(注) 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。
ただし、本庁にあっては、健康福祉センター別に調製する。

動物愛護ボランティアグループ及び動物愛護推進員人数調

(令和5年度)

(令和5年6月30日現在)

項目 市町別	ボランティアグループの数	動物愛護推進員の人数
御殿場市	23	2
小山町	5	1

(注) 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。
ただし、本庁にあっては、健康福祉センター別に調製する。

咬傷犬事故発生状況調

区 分	件 数	被害者数	告発件数
令和3年度	1件	1人	0件
令和4年度	8件	8人	0件
令和5年度 (令和5年6月30日現在)	2件	2人	0件

(注) 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。
 ただし、本庁にあっては、健康福祉センター別に調製する。

生活・環境衛生監視指導状況調

(令和4年度)

施設別	項目	施設数	監視目標件数(A)	監視指導件数(B)	監視率(B/A)	処 分 件 数			
						営業許可取消	営業停止	措置改善 命令	使用制限等その他
営業関係施設	旅館	138	70	69	98.6				1
	興行場	4	1	2	200.0				
	公衆浴場	51	25	37	148.0				1
	理容所	112	12	15	125.0				
	美容所	188	37	57	154.1				
	クリーニング所	28	6	16	266.7				1
	クリーニング取次店	64	7	10	142.9				
	小 計	585	158	206	130.4				
その他施設	化製場	0	0	0	0				
	魚屑等処理場	0	0	0	0				
	小 計	0	0	0	0				
合 計		585	158	206	130.4	0	0	0	3

(注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

2 「監視目標件数」欄は、「施設数」に平成25年3月22日付け県生活衛生局長発衛生第956号に基づく監視目標率を乗じた件数を記載する。

生活・環境衛生監視指導状況調

(令和5年度)

(令和5年6月30日現在)

施設別	項目	施設数	監視目標件数(A)	監視指導件数(B)	監視率(B/A)	処 分 件 数			
						営業許可取消	営業停止	措置命令改善	使用制限等その他
営業関係施設	旅館	136	69	18	26.1				
	興行場	4	1	0	0.0				
	公衆浴場	50	26	16	61.5				
	理容所	112	12	0	0				
	美容所	188	38	0	0				
	クリーニング所	28	6	0	0				
	クリーニング取次店	65	7	3	42.9				
	小 計	583	159	37	23.3				
その他施設	化製場	0	0	0	0				
	魚屑等処理場	0	0	0	0				
	小 計	0	0	0	0				
合 計		583	159	37	23.3	0	0	0	0

(注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

2 「監視目標件数」欄は、「施設数」に平成25年3月22日付け県生活衛生局長発衛生第956号に基づく監視目標率を乗じた件数を記載する。

食品関係営業施設の監視状況調

1 許可を要する施設（旧食品衛生法）

(令和4年度)

項目 区分	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数						告発件数		許可前の調査件数
					営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業	その他	
飲食店営業	1144	1043.8	960	92.0		1							
菓子(パンを含む。)製造業	118	218	187	85.8						1			
乳処理業	0	0											
特別牛乳搾取処理業	0	0											
乳製品製造業	1	6	9	150.0									
集乳業	0	0											
魚介類販売業	24	34	35	102.9									
魚介類せり売り営業	0	0											
魚肉ねり製品製造業	2	4	4	100.0									
食品の冷凍又は冷蔵業	1	2	2	100.0									
缶詰又は瓶詰食品製造業(上記及び下記以外)	0	0											
喫茶店営業	90	64.5	41	63.6									
あん類製造業	2	6	4	66.7									
アイスクリーム類製造業	0	0											
乳類販売業													
食肉処理業	7	16	12	75.0									
食肉販売業	38	80	109	136.3									
食肉製品製造業	7	16	17	106.3									
乳酸菌飲料製造業	0	0											
食用油脂製造業	0	2	2	100.0									
マーガリン又はショートニング製造業	1	2	2	100.0									
みそ製造業	4	10	9	90.0									
醤油製造業	1	2	1	50.0									
ソース類製造業	3	6	6	100.0									
酒類製造業	5	7	9	128.6									
豆腐製造業	4	8	9	112.5									
納豆製造業	0	0											
めん類製造業	8	18	18	100.0									
そうざい製造業	29	64	64	100.0									
添加物(法第11条第1項の規定により規格が定められたものに限る。)製造業	6	14	14	100.0									
清涼飲料水製造業	7	14	14	100.0									
氷雪製造業	0	0											
氷雪販売業													
計	1502	1637.3	1528	93.3		1				1			

2 許可を要しない施設（旧食品衛生法）

（令和4年度）

区分	項目	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数				告発件数
						営業禁止	営業停止	物品廃棄	始末書その他	
給食施設	学校									
	病院・診療所									
	事業所									
	その他									
	乳搾取業									
	食品製造業	62	144	23	16.0					
	野菜・果物販売業									
	そうざい販売業									
	菓子（パンを含む。）販売業									
	食品販売業（上記以外。）									
	添加物（食品衛生法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く。）の製造業									
	添加物販売業									
	氷雪採取業									
	器具・容器包装又はおもちゃの製造又は販売業									
	計	62	144	23	16.0					

- (注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。
 2 「目標監視件数」欄は、「施設数」に当該年度の静岡県食品衛生監視指導計画に基づく目標監視回数を乗じた件数を記載する。
 3 「許可前の調査件数」欄は、申請書受理後の調査の延件数を記載する。
 4 本様式は、許可を有する施設の旧食品衛生法の許可有効期間満了日（最長令和12年5月末）の翌年度の報告まで使用する。

食品関係営業施設の監視状況調

1 許可を要する施設（旧食品衛生法）

（令和5年度）
（令和5年6月30日現在）

項目 区分	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処 分 件 数						告 発 件 数		許可前の調査件数
					営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業	その他	
飲食店営業	1089	745.9	156	20.9									
菓子(パンを含む。)製造業	111	174.5	33	18.9									
乳処 理 業	0	0											
特別牛乳搾取処理業	0	0											
乳製品製造業	1	2	1	50.0									
集 乳 業	0	0											
魚介類販売業	22	24	16	66.7									
魚介類せり売り営業	0	0											
魚肉ねり製品製造業	2	4	2	50.0									
食品の冷凍又は冷蔵業	1	2	1	50.0									
缶詰又は瓶詰食品製造(上記及び下記以外)	0	0											
喫茶店営業	79	22.8	11	48.2									
あん類製造業	2	4	1	25.0									
アイスクリーム類製造業	0	0											
乳類販売業													
食肉処 理 業	6	14	1	7.1									
食肉販売業	34	76	13	17.1									
食肉製品製造業	7	14	5	35.7									
乳酸菌飲料製造業	0	0											
食用油脂製造業	0	0											
マーガリン又はショートニング製造業	1	2	1	50.0									
みそ製造業	4	8	0	0.0									
醤油製造業	1	2	0	0.0									
ソース類製造業	3	6	3	50.0									
酒類製造業	5	10	4	40.0									
豆腐製造業	4	8	2	25.0									
納豆製造業	0	0											
めん類製造業	7	16	8	50.0									
そうざい製造業	28	58	8	13.8									
添加物(法第11条第1項の規定により規格が定められたものに限る。)製造業	6	12	4	33.3									
清涼飲料水製造業	5	14	2	14.3									
氷雪製造業	0	0											
氷雪販売業	0	0											
計	1418	1219.2	272	22.3									

2 許可を要しない施設（旧食品衛生法）

(令和5年度)
(令和5年6月30日現在)

区分	項目	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数				告発件数
						営業禁止	営業停止	物品廃棄	始末書その他	
給食施設	学校									
	病院・診療所									
	事業所									
	その他									
	乳搾取業									
	食品製造業	62	124	2	1.6					
	野菜・果物販売業									
	そうざい販売業									
	菓子（パンを含む。）販売業									
	食品販売業（上記以外。）									
	添加物（食品衛生法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く。）の製造業									
	添加物販売業									
	氷雪採取業									
	器具・容器包装又はおもちゃの製造又は販売業									
	計	62	124	2	1.6					

- (注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。
 2 「目標監視件数」欄は、「施設数」に当該年度の静岡県食品衛生監視指導計画に基づく目標監視回数を乗じた件数を記載する。
 3 「許可前の調査件数」欄は、申請書受理後の調査の延件数を記載する。
 4 本様式は、許可を有する施設の旧食品衛生法の許可有効期間満了日（最長令和12年5月末）の翌年度の報告まで使用する。

食品関係営業施設の監視状況調

1 許可を要する施設 (新食品衛生法)

(令和4年度)

項目 区分	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数						告発件数		許可前の調査件数	
					営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業	その他		
飲食店営業	564	113.2	105	92.8										356
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	5	0.2	1	500.0										5
食肉販売業	5	6	5	83.3										3
魚介類販売業	10	5	6	120.0										5
魚介類競り売り営業	0	0												
集乳業	0	0												
乳処理業	0	0												
特別牛乳搾取処理業	0	0												
食肉処理業	2	2	2	100.0										1
食品の放射線照射業	0	0												
菓子製造業	43	36	25	69.4										28
アイスクリーム類製造業	1	2	2	100.0										
乳製品製造業	1	0	0											1
清涼飲料水製造業	2	4	4	100.0										0
食肉製品製造業	2	2	4	200.0										1
水産製品製造業	1	2	1	50.0										0
氷雪製造業	0	0												
液卵製造業	0	0												
食用油脂製造業	2	2	0	0.0										1
みそ又はしょうゆ製造業	1	0	0											1
酒類製造業	3	2	2	100.0										2
豆腐製造業	0	0												
納豆製造業	0	0												
麺類製造業	3	2	1	50.0										2
そうざい製造業	22	20	21	105.0										12
複合型そうざい製造業	1	2	2	100.0										0
冷凍食品製造業	1	2	1	50.0										0
複合型冷凍食品製造業	1	0	0											1
漬物製造業	4	2	1	50.0										3
密封包装食品製造業	0	0												
食品の小分け業	1	2	1	50.0										0
添加物製造業	1	0	0											1
計	676	206.4	184	89.1										423

2 1を除く施設（新食品衛生法）

（令和4年度）

区分	項目	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数				告発件数
						営業禁止	営業停止	物品廃棄	始末書その他	
旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	28	8	32	400.0					
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	70	8	61	762.5					
	乳類販売業	166	16	111	693.8					
	氷雪販売業	1	0	0	0					
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	117	13.6	12	88.2					
販売業	弁当販売業	13	4.5	6	133.3					
	野菜果物販売業	16	6	6	100.0					
	米穀類販売業	9	4.5	4	88.9					
	通信販売・訪問販売による販売業	5	1.5	1	66.7					
	コンビニエンスストア	43	14	7	50.0					
	百貨店・総合スーパー	35	13.5	10	74.1					
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	56	10	6	60.0					
	その他の食料・飲料販売業	64	28	28	100.0					
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	1	2	2	100.0					
	いわゆる健康食品の製造・加工業	1	2	0	0.0					
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	9	2.5	0	0.0					
	農産保存食料品製造・加工業	13	5	5	100.0					
	調味料製造・加工業	2	1	0	0.0					
	糖類製造・加工業	0	0							
	精穀・製粉業	3	1.5	2	133.3					
	製茶業	5	2.5	2	80.0					
	海藻製造・加工業	0	0							
	卵選別包装業	3	6	5	83.3					
その他の食料品製造・加工業	66	30.5	19	62.3						
上記以外のもの（改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。）	行商	1	0.5	0	0.0					
	集団給食施設	51	89	90	101.1					
	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	10	4.5	0	0.0					
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	0	0							
	その他	0	0.5	0	0.0					
計		788	275.1	409	148.7					

- (注) 1 本表は、健康福祉センターにおいて調製する。
 2 「目標監視件数」欄は、「施設数」に当該年度の静岡県食品衛生監視指導計画に基づく目標監視回数を乗じた件数を記載する。
 3 「許可前の調査件数」欄は、申請書受理後の調査の延件数を記載する。
 4 新食品衛生法は令和3年6月1日施行。

食品関係営業施設の監視状況調

1 許可を要する施設（新食品衛生法）

（令和5年度）

（令和5年6月30日現在）

項目 区分	施設数	目標監視件数 (A)	監視実施件数 (B)	監視率 (B/A)	処分件数						告発件数		許可前の調査件数
					営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業	その他	
飲食店営業	562	293.3	68	23.2									34
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	5	1	0	0.0									
食肉販売業	5	10	3	30.0									
魚介類販売業	10	10	1	10.0									1
魚介類競り売り営業													
集乳業													
乳処理業													
特別牛乳搾取処理業													
食肉処理業	2	4	0	0.0									
食品の放射線照射業													
菓子製造業	43	86	9	10.5									2
アイスクリーム類製造業	1	2	1	50.0									
乳製品製造業	1	2	0	0.0									
清涼飲料水製造業	2	4	1	25.0									
食肉製品製造業	2	4	1	25.0									
水産製品製造業	1	2	0	0.0									
氷雪製造業													
液卵製造業													
食用油脂製造業	2	4	0	0.0									
みそ又はしょうゆ製造業	1	2	0	0.0									
酒類製造業	3	6	2	33.3									
豆腐製造業													
納豆製造業													
麺類製造業	3	6	0	0.0									
そうざい製造業	21	45	3	6.7									
複合型そうざい製造業	1	2	0	0.0									
冷凍食品製造業	1	2	0	0.0									
複合型冷凍食品製造業	1	2	1	50.0									
漬物製造業	4	8	0	0.0									4
密封包装食品製造業													1
食品の小分け業	1	2	1	50.0									
添加物製造業	1	2	0	0.0									
計	673	499.3	91	18.2									42

区分	項目	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数				告発件数
						営業禁止	営業停止	物品廃棄	始末書その他	
旧許可業種であった営業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	28	28	1	3.6					
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	70	70	2	2.9					
	乳類販売業	165	83	17	20.5					
	氷雪販売業	1	1		0.0					
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	117	23.4	8	34.2					
販売業	弁当販売業	13	6.5	1	15.4					
	野菜果物販売業	16	8	0	0.0					
	米穀類販売業	9	4.5	5	111.1					
	通信販売・訪問販売による販売業	5	2.5	0	0.0					
	コンビニエンスストア	43	21.5	0	0.0					
	百貨店、総合スーパー	35	17.5	8	45.7					
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	56	11.2	16	142.9					
	その他の食料・飲料販売業	64	32	0	0.0					
製造・加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	1	2.0	0	0.0					
	いわゆる健康食品の製造・加工業	1	2.0	0	0.0					
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	9	4.5	1	22.2					
	農産保存食料品製造・加工業	13	6.5	1	15.4					
	調味料製造・加工業	2	1	0	0.0					
	糖類製造・加工業	0	0							
	精穀・製粉業	3	1.5	0	0.0					
	製茶業	5	2.5	1	40.0					
	海藻製造・加工業	0	0							
	卵選別包装業	3	6.0	1	16.7					
その他の食料品製造・加工業	66	33.0	6	18.2						
上記以外のもの(改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。)	行商	1	0.5	0	0.0					
	集団給食施設	50	102	24	23.5					
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	10	5.0	2	40.0					
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	0	0							
	その他	0	0							
	計	786	475.6	94	19.8					

(注) 1 本表は、健康福祉センターにおいて調製する。

2 「目標監視件数」欄は、「施設数」に当該年度の静岡県食品衛生監視指導計画に基づく目標監視回数を乗じた件数を記載する。

3 「許可前の調査件数」欄は、申請書受理後の調査の延件数を記載する。

4 新食品衛生法は令和3年6月1日施行。

食品等の収去検査状況調

(令和4年度)

区分	試験区分	食品衛生法に基づく収去										食品表示法に基づく収去		
		試験した収去検体数	不良検体数	大腸菌群	細菌数	異物	添加物使用基準	法定外添加物	残留農薬基準	抗生物質(抗菌性物質)	その他	衛生規範に基づく基準逸脱検体数	試験した収去検体数	不良検体数
生乳	乳													
牛乳及び加工乳	乳													
脱脂乳	乳													
山羊乳	乳													
魚介類	類	5												
無加熱採取冷凍食品														
凍結直前に加熱された														
凍加熱後採取冷凍食品														
食品		11										8		
凍結直前未加熱の														
加熱後採取冷凍食品														
生食用冷凍鮮魚介類														
魚介類加工品(缶詰、瓶詰を除く)		1												
肉、卵類及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)		8										8		
乳製品		3												
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)														
アイスクリーム類、米菓		4										3		
穀類及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)														
野菜類、果物及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)		10										8		
菓子類		19										25	1	
清涼飲料水		16										10		
酒精飲料		5										5		
氷	雪													
水														
缶詰、瓶詰食品		3										4		
その他の食品		50										4		
添加物	化学的合成品及びその製剤													
器具	その他の添加物													
容器包装														
おもちゃ														
台所用洗剤														
計		135										75		1

(注) 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

食品等の収去検査状況調

(令和5年度)
(令和5年6月30日現在)

区分	食品衛生法に基づく収去										食品表示法に基づく収去			
	試験区分	試験した収去検体数	不良検体数	大腸菌群	細菌数	異物	添加物使用基準	法定外添加物	残留農薬基準	抗生物質(抗菌性物質)	その他	衛生規範に基づく基準逸脱検体数	試験した収去検体数	不良検体数
生乳及び加工乳	乳													
脱脂乳	乳													
山羊乳	乳													
魚介類	5													
無加熱摂取冷凍食品														
凍結直前に加熱された														
凍結後摂取冷凍食品														
凍結直前に加熱の														
加熱後摂取冷凍食品	4											4		
生食用冷凍魚介類														
魚介類加工品(缶詰、瓶詰を除く)	1													
肉、卵類及びその加工品	3												3	
(缶詰、瓶詰を除く)														
乳製品														
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)														
アイスクリーム類、米菓	4												1	
穀類及びその加工品														
(缶詰、瓶詰を除く)														
野菜類、果物及びその加工品														
(缶詰、瓶詰を除く)														
菓子類	7												9	
清涼飲料水	5												5	
酒精飲料														
氷														
雪														
水														
缶詰、瓶詰食品														
その他の食品	12													
添加物														
化学的合成品及びその製剤														
その他の添加物														
器具														
容器包装														
おもちゃ														
台所用洗剤														
計	41											22		

(注) 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

食中毒発生状況調

(令和4年度)

番 号	発 生 年 月 日	発 生 場 所	摂 食 者 数	患 者 数	死 者 数	原 因 食 品	病 因 物 質	原 因 施 設 ∧ 所 在 市 町 村 ∨	摘 要
1	R4.7.22	御殿場市 他	125人	30人	0人	令和4年7月22日に調整された弁当	サルモネラ属菌	飲食店 (御殿場市)	
計			125人	30人	0人				

- (注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。
 2 「原因施設」欄に、その施設の所在市町村名を（ ）内に記載する。
 3 監査対象期間内に発生したものを記載する。
 なお、前回の監査調書に記載したものは除く。

食中毒発生状況調

(令和5年度)

(令和5年6月30日現在)

番 号	発 生 年 月 日	発 生 場 所	摂 食 者 数	患 者 数	死 者 数	原 因 食 品	病 因 物 質	原 因 施 設 ∧ 所 在 市 町 村 ∨	摘 要
	発生なし								
計			0人	0人	0人				

- (注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。
 2 「原因施設」欄に、その施設の所在市町村名を（ ）内に記載する。
 3 監査対象期間内に発生したものを記載する。
 なお、前回の監査調書に記載したものは除く。

薬事関係立入検査状況調

(令和4年度)

区 分		項 目	対 象 施設数	立入検査 件 数	監視率 %	処分等の件数					告発
						許可等の取消 業務等の停止	構造設備 改善命令等	廃棄等	始末書	指導 票等	
薬 事		医薬品等製造販売業	4	5	76.2				1		
		医薬品等製造業	23	10					1		
		医療機器修理業	3	2							
		医薬品製造販売業（薬局）	1	2							
		医薬品製造業（薬局）	1	2							
		薬局	39	38							
		医薬品販売業	26	25							
		配置販売従事者	1	0							
		高度管理医療機器等販売業・貸与業	54	69							
		管理医療機器販売業・貸与業	238	144							
		再生医療等製品販売業	0	0							
		医薬部外品化粧品販売業		205					1		
		一般医療機器販売業・賃貸業		111							
		業務上取扱う施設		100							
		小 計	390	713		76.2	0	0	0	3	0
毒 物 ・ 劇 物		製造（輸入）業	10	11	114.3						
		販売業	38	45						1	
	業務上 取扱者	届 出 有	1	0							
		届 出 無		5							
		特定毒物研究者	0	0							
	小 計	49	61	114.3	0	0	0	0	1	0	
麻 薬 ・ 向 精 神 薬 等	麻薬営 業施設	製剤（輸入）業	0	0	76.2						
		家庭麻薬製造業	0	0							
		元卸売業	0	0							
		卸売業	0	0							
		小売業	31	33							
	麻薬診 療施設	病院	9	15							
		診療所	18	4							
		飼育動物診療施設	5	1							
		麻薬研究者	3	6					1		
		大麻取扱者	0	0							
	けし栽培者	0	0								

向精神 薬営業 施設	輸入業	0	0	54.0							
	製造製剤業	0	0								
	卸売業	0	0								
	免許みなし卸売販売業	2	0								
	免許みなし薬局	39	37								
	小売業	0	0								
	向精神 薬診療 施設	病院	10		17						
		診療所	97		4						
		飼育動物診療施設	9		2						
	向精神薬試験研究施設	3	3								
小 計	226	122	54.0	0	0	0	1	0	0		
覚醒剤・ 覚醒剤原料	覚醒剤施用機関	0	0	39.9							
	覚醒剤研究者	2	3								
	覚醒剤原料取扱者	0	0								
	覚醒剤原料研究者	1	1								
	薬局	39	37								
	病院	10	17								
	診療所	97	4								
	飼育動物診療施設	9	1								
小 計	158	63	39.9	0	0	0	0	0	0		
計	823	959	65.4	0	0	0	4	1	0		
違反施設率 $5 \div 959 \times 100 = 0.5 \%$											

薬事関係施設の監視率

区 分	対象施設数	立入検査件数	監視率 (%)
令和3年度	823	784	53.5
令和2年度	801	669	44.4
2年度単純平均	812	727	49.0
令和4年度	823	959	65.4

(注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

- 2 監視率は、
$$\frac{\text{立入検査件数} - \text{対象施設数斜線の立入検査件数}}{\text{対象施設数}} \times 100$$
で算出する。
- 3 違反施設率は、
$$\frac{\text{処分等の合計件数(指導票等件数を除く)}}{\text{立入検査合計件数}} \times 100$$
で算出する。

薬事関係立入検査状況調

(令和5年度)
(令和5年6月30日現在)

区 分		項 目	対 象 施設数	立入検査 件 数	監視率 %	処分等の件数					告 発
						許可等の取消 業務等の停止	構造設備 改善命令等	廃棄等	始末書	指導 票等	
薬 事		医薬品等製造販売業	5	2	15.8				1		
		医薬品等製造業	23	2					1		
		医療機器修理業	3	0							
		医薬品製造販売業（薬局）	1	0							
		医薬品製造業（薬局）	1	0							
		薬局	40	8							
		医薬品販売業	27	6					1		
		配置販売従事者	1	0							
		高度管理医療機器等販売業・貸与業	57	14							
		管理医療機器販売業・貸与業	241	31							
		再生医療等製品販売業	0	0							
		医薬部外品化粧品販売業		46					1		
		一般医療機器販売業・賃貸業		26							
		業務上取扱う施設		0							
		小 計	399	135		15.8	0	0	0	4	0
毒 物 ・ 劇 物		製造（輸入）業	10	1	14.6						
		販売業	37	6							
	業務上	届 出 有	1	0							
	取扱者	届 出 無		4							
		特定毒物研究者	0	0							
	小 計	48	11	14.6	0	0	0	0	0	0	
麻 薬 ・ 向 精 神 薬 等	麻薬営 業施設	製剤（輸入）業	0	0	14.6						
		家庭麻薬製造業	0	0							
		元卸売業	0	0							
		卸売業	0	0							
		小売業	32	5							
	麻薬診 療施設	病院	9	0							
		診療所	19	0							
		飼育動物診療施設	5	0							
		麻薬研究者	3	0							
		大麻取扱者	0	0							
	けし栽培者	0	0								

向精神 薬営業 施設	輸入業	0	0	4.3								
	製造製剤業	0	0									
	卸売業	0	0									
	免許みなし卸売販売業	2	0									
	免許みなし薬局	40	5									
	小売業	0	0									
	向精神 薬診療 施設	病院	10		0							
		診療所	98		0							
		飼育動物診療施設	9		0							
	向精神薬試験研究施設	3	0									
小 計	230	10	4.3	0	0	0	0	0	0			
覚醒剤・ 覚醒剤原料	覚醒剤施用機関	0	0	3.1								
	覚醒剤研究者	1	0									
	覚醒剤原料取扱者	0	0									
	覚醒剤原料研究者	1	0									
	薬局	40	5									
	病院	10	0									
	診療所	98	0									
	飼育動物診療施設	9	0									
小 計	159	5	3.1									
計	836	161	10.2	0	0	0	4	0	0			
違反施設率 $4 \div 161 \times 100 = 2.5 \%$												

薬事関係施設の監視率

区 分	対象施設数	立入検査件数	監視率 (%)
令和4年度	823	959	65.4
令和3年度	823	784	53.5
2年度単純平均	823	872	59.5
令和5年6月30日現在	836	161	10.2

(注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

- 2 監視率は、
$$\frac{\text{立入検査件数} - \text{対象施設数斜線の立入検査件数}}{\text{対象施設数}} \times 100$$
で算出する。
- 3 違反施設率は、
$$\frac{\text{処分等の合計件数 (指導票等件数を除く)}}{\text{立入検査合計件数}} \times 100$$
で算出する。

建築物監視指導状況調

(令和4年度)

項目 施設別		施設数	立件 入 検査数	監 視 率	処 分 件 数				
					登録の 取消	使用停止	使用制限	措置 命令 改善	改善指導
建 関 築 物 係	特定建築物	67	23	34.3	/				
	清掃等登録業者	6	2	33.3	/	/	/	/	
合 計		73	25	/					
(計監視率 34.2%)									
前年度	合 計	69	3	/					
	(計監視率 4.3%)								

(注) 1 本表は、所管健康福祉センター(保健所)において調製する。

2 計監視率は、 $\frac{\text{立入検査件数}}{\text{施設数}} \times 100$ で算出する。

3 前年度の施設数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

建築物監視指導状況調

(令和5年度)

(令和5年6月30日現在)

項目 施設別		施設数	立件 入 検査数	監 視 率	処 分 件 数				
					登録の 取消	使用停止	使用制限	措置 命令 改善	改善指導
建 関 築 物 係	特定建築物	67	6	9.0	/				
	清掃等登録業者	6	0	0.0	/	/	/	/	
合 計		73	6	/					
(計監視率 8.2%)									
前年度	合 計	69	2	/					
	(計監視率 2.9%)								

(注) 1 本表は、所管健康福祉センター(保健所)において調製する。

2 計監視率は、 $\frac{\text{立入検査件数}}{\text{施設数}} \times 100$ で算出する。

3 前年度の施設数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

Ⅲ 会計及び財産

歳 入 予 算

一般会計

区 分	調 定 額 A 円	収 入 済 額	
		納 期 内 B 円	納 期 後 C 円
款 08 使用料及び手数料	4,500	4,500	0
項 01 使用料	4,500	4,500	0
目 05 健康福祉使用料	4,500	4,500	0
05 庁舎等使用料	4,500	4,500	0
款 14 諸収入	2,090,085	2,090,085	0
項 07 雑入	2,090,085	2,090,085	0
目 02 雑入	2,090,085	2,090,085	0
81 保険料負担金	2,045,892	2,045,892	0
非常勤職員	2,045,892	2,045,892	0
84 雑収	44,193	44,193	0
雑収	43,503	43,503	0
公文書開示負担金	690	690	0
計	2,094,585	2,094,585	0

執行状況調

(令和 4年度)

不納欠損額 D	収入未済額			収入歩合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納期内収入率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納期限経過 E	納期限未到来 F	計		
円	円	円	円	%	%
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0

歳 入 予 算

一般会計

区 分	調 定 額 A	収 入 済 額	
		納 期 内 B	納 期 後 C
	円	円	円
款 08使用料及び手数料	4,500	4,500	0
項 01使用料	4,500	4,500	0
目 04健康福祉使用料	4,500	4,500	0
05庁舎等使用料	4,500	4,500	0
款 10財産収入	50,000	50,000	0
項 01財産運用収入	50,000	50,000	0
目 01財産貸付収入	50,000	50,000	0
03建物貸付料	50,000	50,000	0
款 14諸収入	192,278	189,318	0
項 07雑入	192,278	189,318	0
目 02雑入	192,278	189,318	0
81保険料負担金	184,741	184,741	0
非常勤職員	184,741	184,741	0
84雑収	7,537	4,577	0
雑収	7,377	4,417	0
公文書開示負担金	160	160	0
計	246,778	243,818	0

執 行 状 況 調

(令和 5年度)
(令和 5年 6月30日現在)

不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額			収 入 歩 合	納 期 内 収 入 率
	納 期 限 経 過 E	納 期 限 未 到 来 F	計	$\frac{B+C}{A-D-F}$	$\frac{B}{A-D-F}$
円	円	円	円	%	%
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	2,960	2,960	100.0	100.0
0	0	2,960	2,960	100.0	100.0
0	0	2,960	2,960	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	2,960	2,960	100.0	100.0
0	0	2,960	2,960	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	2,960	2,960	100.0	100.0

県収入証紙により徴収した使用料及び手数料調

区 分	令和4年度	令和5年度 令和5年6月30日現在
	件 数	件 数
診療所開設許可手数料	3	1
病院検査手数料	2	1
診療所検査手数料		
衛生検査所登録申請手数料		
准看護師試験受験手数料	27	
准看護師免許手数料	4	
准看護師免許証書換交付手数料	3	
准看護師免許証再交付手数料	1	1
栄養士免許申請手数料	10	8
栄養士免許証書換交付手数料	9	1
栄養士免許証再交付手数料	1	
HIV証明書作成手数料		
土地掘削許可申請手数料		
動力の装置許可申請手数料	1	
可燃性天然ガス濃度についての確認申請手数料		1
温泉利用許可申請手数料	1	
興行場営業許可申請手数料		
旅館業許可申請手数料	3	
旅館業地位の継承の承認申請手数料	1	
浴場業許可申請手数料	2	
理容所・美容所検査手数料	10	
クリーニング検査手数料	2	
クリーニング師免許申請手数料	2	
クリーニング師試験受験手数料	2	
飲食店営業許可申請手数料（新規）	346	84
飲食店営業許可申請手数料（更新）		
調理機能を有する自動販売機（新規）	5	
喫茶店営業許可申請手数料（新規）		
喫茶店営業許可申請手数料（更新）		
菓子製造業許可申請手数料（新規）	26	5
菓子製造業許可申請手数料（更新）		
あん類製造業許可申請手数料（新規）		
あん類製造業許可申請手数料（更新）		

区 分	令和4年度	令和5年度 令和5年6月30日現在
	件 数	件 数
アイスクリーム類製造業許可申請手数料（更新）		
乳製品製造業許可申請手数料（新規）	1	
乳製品製造業許可申請手数料（更新）		
乳類販売業許可申請手数料（新規）		
乳類販売業許可申請手数料（更新）		
食肉処理業許可申請手数料（新規）	1	
食肉処理業許可申請手数料（更新）		
食肉販売業許可申請手数料（新規）	2	3
食肉販売業許可申請手数料（更新）		
食肉製品製造業許可申請手数料（新規）	1	
食肉製品製造業許可申請手数料（更新）		
水産製品製造業許可申請手数料（新規）		
マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料（更新）		
魚介類販売業許可申請手数料（新規）	5	2
魚介類販売業許可申請手数料（更新）		
魚肉練り製品製造業許可申請手数料（更新）		
食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料（新規）		
清涼飲料水製造業許可申請手数料（新規）		1
清涼飲料水製造業許可申請手数料（更新）		
氷雪販売業許可申請手数料（更新）		
食用油脂製造業許可申請手数料（新規）	1	
みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料（新規）	1	
みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料（更新）		
醤油製造業許可申請手数料（更新）		
ソース類製造業許可申請手数料（更新）		
酒類製造業許可申請手数料（新規）	2	
酒類製造業許可申請手数料（更新）		
豆腐製造業許可申請手数料（新規）		
豆腐製造業許可申請手数料（更新）		
めん類製造業許可申請手数料（新規）	2	1
めん類製造業許可申請手数料（更新）		
複合型そうざい製造業許可申請手数料（新規）		
そうざい製造業許可申請手数料（新規）	12	2
そうざい製造業許可申請手数料（更新）		
複合型冷凍食品製造業許可申請手数料（新規）	1	
漬物製造業許可申請手数料（新規）	3	2
密封包装食品製造業許可申請手数料（新規）		1

区 分	令和4年度	令和5年度 令和5年6月30日現在
	件 数	件 数
添加物製造業許可申請手数料（新規）	1	
添加物製造業許可申請手数料（更新）		
調理師試験手数料	40	35
調理師免許証交付申請手数料	28	1
調理師免許証書換え交付手数料	8	2
調理師免許証再交付手数料	12	4
製菓衛生師試験手数料	1	4
製菓衛生師免許証交付申請手数料	4	
製菓衛生師免許証書換え交付手数料		
製菓衛生師免許証再交付手数料		
ふぐ処理師試験手数料	4	
ふぐ処理師免許証交付申請手数料	3	
ふぐ営業所登録手数料	1	
ふぐ営業所登録済証書換え交付手数料		
第一種動物取扱業登録申請手数料（基本額）	4	3
第一種動物取扱業登録申請手数料（種別加算）	4	5
第一種動物取扱業登録更新申請手数料（基本額）	10	2
第一種動物取扱業登録更新申請手数料（種別加算）	11	2
第一種動物取扱業登録証再交付手数料		
動物取扱責任者研修手数料	55	
特定動物の飼養又は保管許可申請手数料		
特定動物の飼養又は保管変更許可申請手数料		
犬又はねこの引取り手数料（生後90日以内の犬又はねこ）	6	
犬又はねこの引取り手数料（生後90日を超える犬又はねこ）		
薬局開設許可申請手数料	1	1
薬局開設許可更新申請手数料	6	1
医薬品販売業許可申請手数料（配置を除く）	3	1
医薬品販売業許可申請手数料（配置のみ）		
医薬品販売業許可更新申請手数料（配置を除く）	7	1
医薬品販売業許可更新申請手数料（配置のみ）		
配置販売従事者身分証明書交付申請手数料		1
配置販売従事者身分証明書書換え交付申請手数料		
登録販売者試験手数料	56	78
販売従事登録手数料	5	1
高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料	3	3
高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料	6	3

区 分	令和4年度	令和5年度 令和5年6月30日現在
	件 数	件 数
薬局開設許可証・医薬品販売業許可証・高度管理医療機器等の販売業もしくは貸与業又は医薬品の販売先等変更許可証書換交付手数料（配置を除く）		
販売従事登録証書換交付手数料	1	
販売従事登録証再交付手数料		
薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料	1	
薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料	1	
地域連携薬局認定申請	3	1
地域連携薬局認定更新申請	1	1
専門医療機関連携薬局認定申請		
専門医療機関連携薬局認定更新申請		
医薬品製造業許可更新申請（一般）手数料		
医薬部外品製造業許可申請（包装等）手数料		
医薬部外品製造業許可更新申請（一般）手数料		
医薬部外品製造業許可更新申請（包装等）手数料		
化粧品製造販売業許可更新申請手数料		
化粧品製造業許可申請（一般）手数料		
化粧品製造業許可申請（包装等）手数料		
化粧品製造業許可更新申請（一般）手数料		
化粧品製造業許可更新申請（包装等）手数料		
第三種医療機器製造販売業許可申請手数料		
第一種医療機器製造販売業許可更新申請手数料		
第二種医療機器製造販売業許可更新申請手数料		
第三種医療機器製造販売業許可更新申請手数料	1	1
医療機器製造業登録申請手数料		
医療機器製造業登録更新申請手数料	2	1
医療機器修理業許可申請手数料		
医療機器修理業許可更新申請手数料	1	
医療機器修理業許可証書換交付手数料		
医療品等の製造業許可証書換交付手数料		
医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可証書換交付手数料		
医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録証書換交付手数料		
毒物劇物製造（輸入）業登録申請手数料（大臣）（R2～原体）		
毒物劇物製造（輸入）業登録更新申請手数料（大臣）（R2～原体）		
毒物劇物製造（輸入）業登録変更申請手数料（大臣）（R2～原体）		
毒物劇物製造（輸入）業登録更新申請手数料（知事）	2	
毒物劇物製造（輸入）業登録変更申請手数料（知事）		

区 分	令和4年度	令和5年度 令和5年6月30日現在
	件 数	件 数
毒物劇物販売業登録申請手数料		2
毒物劇物販売業登録更新申請手数料	9	
毒物劇物製造（輸入）（販売）登録票書換交付手数料		
毒物劇物取扱者試験手数料	32	15
毒物劇物取扱者試験合格証再交付手数料	1	
毒物劇物取扱者試験合格証書換え交付手数料		
麻薬小売業者免許申請手数料	15	1
麻薬施用者免許申請手数料	61	4
麻薬管理者免許申請手数料	10	1
麻薬研究者免許登録申請手数料	1	1
覚醒剤研究者指定申請手数料	1	1
建築物清掃業者登録申請手数料		
建築物飲料水貯水槽清掃業者登録申請手数料		
建築物環境衛生総合管理業者登録申請手数料	1	

現金出納調

(令和4年度)

区分	受 入 額			払出額	残 高	出納員領収書 発行総額及び 枚数	現金払込調書 兼領収書総額 及び枚数
	越 高	受 高	計				
雑 入	円 0	円 690	円 690	円 690	円 0	円 690 15 枚	円 690 15 枚
計	0	690	690	690	0	690 15 枚	690 15 枚

現金出納調

(令和5年度)

(令和5年6月30日現在)

区分	受 入 額			払出額	残 高	出納員領収書 発行総額及び 枚数	現金払込調書 兼領収書総額 及び枚数
	越 高	受 高	計				
雑 入	円 0	円 160	円 160	円 160	円 0	円 160 4 枚	円 160 4 枚
計	0	160	160	160	0	160 4 枚	160 4 枚

保管現金有高調

(令和5年度)

(令和5年6月30日現在)

現金保管者	区 分	金 額 (円)
御殿場健康福祉センター所長	有料駐車場利用料金等継続的資金前渡 令和5年4月6日現金領収分	3,970

預 金 調

(令和5年度)

(令和5年6月30日現在)

金融機関名	預金種類	口座番号	口座名義人	残 高 (円)	摘 要
スルガ銀行御殿場東支店	無利息型 普通預金	1551583	御殿場健康福祉センター 資金前渡者 馬淵 昭彦	0	継続的資金前 渡金の支出等
スルガ銀行御殿場東支店	無利息型 普通預金	1465464	自振口 御殿場健康福祉セ ンター 資金前渡者 馬淵 昭彦	0	公共料金の支 払
残高合計				0	

郵 券 等 受 払 調

(令和5年6月30日 現在)

(単位：枚、円)

区 分	種 類	令 和 4 年 度						令 和 5 年 度						差引現在高	摘要		
		繰 越		受 入		払 出		繰 越		受 入		払 出					
		枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額			枚数	金額
郵 券	1円券	32	32	0	0	11	11	21	21	0	0	2	2	19	19		
	2円券	64	128	0	0	11	22	53	106	0	0	3	6	50	100		
	5円券	49	245	0	0	12	60	37	185	0	0	0	0	37	185		
	10円券	234	2,340	0	0	112	1,120	122	1,220	0	0	29	290	93	930		
	50円券	55	2,750	0	0	36	1,800	19	950	0	0	10	500	9	450		
	63円券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	84円券	50	4,200	10	840	40	3,360	20	1,680	50	4,200	14	1,176	56	4,704		
	100円券	161	16,100	200	20,000	288	28,800	73	7,300	200	20,000	73	7,300	200	20,000		
	はがき (63円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計		25,795		20,840		35,173		11,462		24,200		9,274		26,388			

歳入歳出外現金調

(令和4年度)

区分	越高	受高	払高	残高	摘要
保証金	円 23,400	円 5,000	円 23,400	円 5,000	
計	23,400	5,000	23,400	5,000	

歳入歳出外現金調

(令和5年度)

(令和5年6月30日現在)

区分	越高	受高	払高	残高	摘要
保証金	円 5,000	円 0	円 0	円 5,000	
計	5,000	0	0	5,000	

歳出予算執行状況調

(令和 4年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 04 経営管理費	2,621,786	2,621,786	0	
項 01 経営管理費	2,621,786	2,621,786	0	
目 01 一般総務費	2,476,856	2,476,856	0	
01 報酬	1,435,004	1,435,004	0	
03 非常勤職員報酬	1,435,004	1,435,004	0	
03 職員手当等	287,925	287,925	0	
01 その他の職員手当等	287,925	287,925	0	
04 共済費	736,791	736,791	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	44,206	44,206	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	692,585	692,585	0	
08 旅費	17,136	17,136	0	
01 その他の旅費	17,136	17,136	0	
目 03 行政経営費	144,930	144,930	0	
08 旅費	144,930	144,930	0	
02 普通旅費	144,930	144,930	0	
目 04 職員厚生費	0	0	0	
07 報償費	0	0	0	
01 その他の報償費	0	0	0	
08 旅費	0	0	0	
01 その他の旅費	0	0	0	
02 普通旅費	0	0	0	
11 役務費	0	0	0	
18 負担金、補助及び交付 金	0	0	0	
款 05 暮らし・環境費	17,980	17,980	0	
項 04 環境費	17,980	17,980	0	
目 01 環境政策費	17,980	17,980	0	
08 旅費	2,980	2,980	0	
02 普通旅費	2,980	2,980	0	

(令和 4年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
10 需用費	15,000	15,000	0	
01 その他の需用費	15,000	15,000	0	
款 07 健康福祉費	63,339,876	63,339,876	0	
項 01 健康福祉費	18,817,044	18,817,044	0	
目 02 健康福祉企画費	18,817,044	18,817,044	0	
01 報酬	3,144,300	3,144,300	0	
03 非常勤職員報酬	3,144,300	3,144,300	0	
03 職員手当等	651,696	651,696	0	
01 その他の職員手当等	651,696	651,696	0	
04 共済費	1,100,180	1,100,180	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	104,518	104,518	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	995,662	995,662	0	
07 報償費	0	0	0	
01 その他の報償費	0	0	0	
08 旅費	165,532	165,532	0	
01 その他の旅費	45,702	45,702	0	
02 普通旅費	119,830	119,830	0	
10 需用費	3,233,140	3,233,140	0	
01 その他の需用費	3,233,140	3,233,140	0	
11 役務費	911,121	911,121	0	
12 委託料	2,497,115	2,497,115	0	
13 使用料及び賃借料	298,670	298,670	0	
14 工事請負費	6,544,890	6,544,890	0	
17 備品購入費	227,500	227,500	0	
18 負担金、補助及び交付 金	27,500	27,500	0	
26 公課費	15,400	15,400	0	
項 02 福祉長寿費	14,889,640	14,889,640	0	
目 01 地域福祉費	14,889,640	14,889,640	0	

(令和 4年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
08 旅費	700	700	0	
02 普通旅費	700	700	0	
10 需用費	16,500	16,500	0	
01 その他の需用費	16,500	16,500	0	
18 負担金、補助及び交付金	14,872,440	14,872,440	0	
目 03 長寿社会費	0	0	0	
08 旅費	0	0	0	
02 普通旅費	0	0	0	
目 04 遺家族等援護費	0	0	0	
08 旅費	0	0	0	
02 普通旅費	0	0	0	
項 03 こども未来費	2,535,011	2,535,011	0	
目 01 こども未来費	2,535,011	2,535,011	0	
01 報酬	1,597,336	1,597,336	0	
03 非常勤職員報酬	1,597,336	1,597,336	0	
03 職員手当等	163,341	163,341	0	
01 その他の職員手当等	163,341	163,341	0	
04 共済費	523,889	523,889	0	
01 地方公務員共済組合に対する負担金	54,539	54,539	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	469,350	469,350	0	
07 報償費	122,400	122,400	0	
01 その他の報償費	122,400	122,400	0	
08 旅費	53,764	53,764	0	
01 その他の旅費	32,294	32,294	0	
02 普通旅費	21,470	21,470	0	
10 需用費	4,950	4,950	0	
01 その他の需用費	4,950	4,950	0	
11 役務費	62,531	62,531	0	

(令和 4年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
13 使用料及び賃借料	6,800	6,800	0	
項 04 障害者支援費	467,503	467,503	0	
目 01 障害者支援費	467,503	467,503	0	
01 報酬	72,800	72,800	0	
03 非常勤職員報酬	72,800	72,800	0	
07 報償費	121,750	121,750	0	
01 その他の報償費	121,750	121,750	0	
08 旅費	69,739	69,739	0	
01 その他の旅費	5,895	5,895	0	
02 普通旅費	63,844	63,844	0	
10 需用費	76,307	76,307	0	
01 その他の需用費	75,141	75,141	0	
02 食糧費	1,166	1,166	0	
11 役務費	97,407	97,407	0	
13 使用料及び賃借料	29,500	29,500	0	
項 05 医療費	373,992	373,992	0	
目 01 医務福祉費	373,992	373,992	0	
01 報酬	103,176	103,176	0	
03 非常勤職員報酬	103,176	103,176	0	
04 共済費	275	275	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	275	275	0	
08 旅費	89,021	89,021	0	
01 その他の旅費	800	800	0	
02 普通旅費	88,221	88,221	0	
10 需用費	63,360	63,360	0	
01 その他の需用費	63,360	63,360	0	
11 役務費	111,160	111,160	0	
13 使用料及び賃借料	7,000	7,000	0	

(令和 4年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
項 06 感染症対策費	17,878,245	17,878,245	0	
目 01 感染症対策費	17,878,245	17,878,245	0	
01 報酬	7,439,268	7,439,268	0	
03 非常勤職員報酬	7,439,268	7,439,268	0	
03 職員手当等	1,497,480	1,497,480	0	
01 その他の職員手当等	1,497,480	1,497,480	0	
04 共済費	2,611,781	2,611,781	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	195,361	195,361	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	2,416,420	2,416,420	0	
07 報償費	5,000	5,000	0	
01 その他の報償費	5,000	5,000	0	
08 旅費	349,261	349,261	0	
01 その他の旅費	306,101	306,101	0	
02 普通旅費	43,160	43,160	0	
10 需用費	1,776,269	1,776,269	0	
01 その他の需用費	1,776,269	1,776,269	0	
11 役務費	1,150,196	1,150,196	0	
12 委託料	1,361,360	1,361,360	0	
13 使用料及び賃借料	1,687,630	1,687,630	0	
項 07 健康費	7,776,790	7,776,790	0	
目 02 健康増進費	7,776,790	7,776,790	0	
01 報酬	14,245	14,245	0	
03 非常勤職員報酬	14,245	14,245	0	
07 報償費	24,054	24,054	0	
01 その他の報償費	16,464	16,464	0	
02 買上金	7,590	7,590	0	
08 旅費	19,625	19,625	0	
01 その他の旅費	1,565	1,565	0	

(令和 4年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
02 普通旅費	18,060	18,060	0	
10 需用費	244,705	244,705	0	
01 その他の需用費	244,705	244,705	0	
02 食糧費	0	0	0	
11 役務費	62,261	62,261	0	
13 使用料及び賃借料	60,900	60,900	0	
18 負担金、補助及び交付金	7,351,000	7,351,000	0	
項 08 生活衛生費	601,651	601,651	0	
目 01 食品衛生費	442,507	442,507	0	
08 旅費	40,731	40,731	0	
02 普通旅費	40,731	40,731	0	
10 需用費	350,397	350,397	0	
01 その他の需用費	350,397	350,397	0	
11 役務費	34,379	34,379	0	
13 使用料及び賃借料	17,000	17,000	0	
日 02 薬務費	159,144	159,144	0	
07 報償費	42,000	42,000	0	
01 その他の報償費	42,000	42,000	0	
08 旅費	33,744	33,744	0	
01 その他の旅費	10,884	10,884	0	
02 普通旅費	22,860	22,860	0	
10 需用費	32,000	32,000	0	
01 その他の需用費	32,000	32,000	0	
02 食糧費	0	0	0	
11 役務費	47,000	47,000	0	
13 使用料及び賃借料	4,400	4,400	0	
款 08 経済産業費	2,593,948	2,593,948	0	
項 06 農地費	2,593,948	2,593,948	0	

(令和 4年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
目 01 農地費	2,593,948	2,593,948	0	
10 需用費	1,473,358	1,473,358	0	
01 その他の需用費	1,473,358	1,473,358	0	
11 役務費	148,290	148,290	0	
12 委託料	972,300	972,300	0	
款 09 交通基盤費	2,098,483	2,098,483	0	
項 04 道路費	2,098,483	2,098,483	0	
目 02 道路橋りょう新設改良費	2,098,483	2,098,483	0	
10 需用費	1,172,982	1,172,982	0	
01 その他の需用費	1,172,982	1,172,982	0	
11 役務費	118,501	118,501	0	
12 委託料	807,000	807,000	0	
計	70,672,073	70,672,073	0	

歳出予算執行状況調

(令和 5年度)

(令和 5年 6月30日現在)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 04 経営管理費	172,285	111,040	61,245	
項 01 経営管理費	172,285	111,040	61,245	
目 01 一般総務費	61,245	0	61,245	
04 共済費	61,245	0	61,245	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	61,245	0	61,245	
目 03 行政経営費	111,040	111,040	0	
08 旅費	111,040	111,040	0	
02 普通旅費	111,040	111,040	0	
款 05 暮らし・環境費	12,000	3,311	8,689	
項 04 環境費	12,000	3,311	8,689	
目 01 環境政策費	12,000	3,311	8,689	
08 旅費	5,000	0	5,000	
02 普通旅費	5,000	0	5,000	
10 需用費	7,000	3,311	3,689	
01 その他の需用費	7,000	3,311	3,689	
款 07 健康福祉費	40,668,948	18,545,961	22,122,987	
項 01 健康福祉費	15,126,300	2,001,225	13,125,075	
目 02 健康福祉企画費	15,126,300	2,001,225	13,125,075	
01 報酬	3,212,000	528,496	2,683,504	
03 非常勤職員報酬	3,212,000	528,496	2,683,504	
03 職員手当等	666,000	332,680	333,320	
01 その他の職員手当等	666,000	332,680	333,320	
04 共済費	1,033,000	143,390	889,610	
01 地方公務員共済組合に対する負担金	221,000	43,374	177,626	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	812,000	100,016	711,984	
08 旅費	218,800	43,426	175,374	
01 その他の旅費	147,000	7,616	139,384	
02 普通旅費	71,800	35,810	35,990	

一般会計

(令和 5年度)
(令和 5年 6月30日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
10 需用費	2,864,400	577,678	2,286,722	
01 その他の需用費	2,864,400	577,678	2,286,722	
11 役務費	595,000	93,496	501,504	
12 委託料	3,404,000	208,037	3,195,963	
13 使用料及び賃借料	65,100	51,022	14,078	
14 工事請負費	2,988,000	0	2,988,000	
18 負担金、補助及び交付金	36,000	23,000	13,000	
26 公課費	44,000	0	44,000	
項 02 福祉長寿費	14,999,480	14,959,980	39,500	
目 01 地域福祉費	14,998,480	14,959,980	38,500	
08 旅費	4,000	0	4,000	
02 普通旅費	4,000	0	4,000	
18 負担金、補助及び交付金	14,994,480	14,959,980	34,500	
目 04 遺家族等援護費	1,000	0	1,000	
08 旅費	1,000	0	1,000	
02 普通旅費	1,000	0	1,000	
項 03 こども未来費	3,128,000	561,848	2,566,152	
目 01 こども未来費	3,128,000	561,848	2,566,152	
01 報酬	1,777,000	283,319	1,493,681	
03 非常勤職員報酬	1,777,000	283,319	1,493,681	
03 職員手当等	369,000	184,339	184,661	
01 その他の職員手当等	369,000	184,339	184,661	
04 共済費	550,000	80,256	469,744	
01 地方公務員共済組合に対する負担金	118,000	24,276	93,724	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	432,000	55,980	376,020	
07 報償費	213,000	0	213,000	
01 その他の報償費	213,000	0	213,000	
08 旅費	135,000	10,270	124,730	

一般会計

(令和 5年度)
(令和 5年 6月30日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 その他の旅費	108,000	2,200	105,800	
02 普通旅費	27,000	8,070	18,930	
10 需用費	5,000	0	5,000	
01 その他の需用費	5,000	0	5,000	
11 役務費	70,000	2,764	67,236	
13 使用料及び賃借料	9,000	900	8,100	
項 04 障害者支援費	838,468	85,388	753,080	
目 01 障害者支援費	838,468	85,388	753,080	
01 報酬	40,000	36,400	3,600	
03 非常勤職員報酬	40,000	36,400	3,600	
07 報償費	314,668	0	314,668	
01 その他の報償費	314,668	0	314,668	
08 旅費	222,400	14,311	208,089	
01 その他の旅費	71,400	97	71,303	
02 普通旅費	151,000	14,214	136,786	
10 需用費	84,000	4,800	79,200	
01 その他の需用費	82,000	4,800	77,200	
02 食糧費	2,000	0	2,000	
11 役務費	147,400	25,977	121,423	
13 使用料及び賃借料	30,000	3,900	26,100	
項 05 医療費	528,000	54,266	473,734	
目 01 医務福祉費	528,000	54,266	473,734	
01 報酬	106,000	17,460	88,540	
03 非常勤職員報酬	106,000	17,460	88,540	
04 共済費	1,000	0	1,000	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	1,000	0	1,000	
07 報償費	50,000	0	50,000	
01 その他の報償費	50,000	0	50,000	

一般会計

(令和 5年度)
(令和 5年 6月30日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
08 旅費	115,000	10,620	104,380	
01 その他の旅費	5,000	200	4,800	
02 普通旅費	110,000	10,420	99,580	
10 需用費	83,000	5,280	77,720	
01 その他の需用費	83,000	5,280	77,720	
11 役務費	166,000	19,506	146,494	
13 使用料及び賃借料	7,000	1,400	5,600	
項 06 感染症対策費	4,702,300	806,769	3,895,531	
目 01 感染症対策費	4,702,300	806,769	3,895,531	
01 報酬	2,284,000	362,295	1,921,705	
03 非常勤職員報酬	2,284,000	362,295	1,921,705	
03 職員手当等	440,000	197,980	242,020	
01 その他の職員手当等	440,000	197,980	242,020	
04 共済費	672,300	75,974	596,326	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	150,000	22,980	127,020	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	522,300	52,994	469,306	
08 旅費	124,000	13,552	110,448	
01 その他の旅費	83,000	12,152	70,848	
02 普通旅費	41,000	1,400	39,600	
10 需用費	460,000	74,640	385,360	
01 その他の需用費	460,000	74,640	385,360	
11 役務費	392,000	82,328	309,672	
12 委託料	30,000	0	30,000	
13 使用料及び賃借料	300,000	0	300,000	
項 07 健康費	663,400	30,466	632,934	
目 02 健康増進費	663,400	30,466	632,934	
04 共済費	1,000	0	1,000	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	1,000	0	1,000	

一般会計

(令和 5年度)
(令和 5年 6月30日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
07 報償費	67,000	0	67,000	
01 その他の報償費	67,000	0	67,000	
08 旅費	229,000	400	228,600	
01 その他の旅費	9,000	0	9,000	
02 普通旅費	220,000	400	219,600	
10 需用費	177,100	17,721	159,379	
01 その他の需用費	176,000	17,721	158,279	
02 食糧費	1,100	0	1,100	
11 役務費	126,200	4,145	122,055	
13 使用料及び賃借料	63,100	8,200	54,900	
項 08 生活衛生費	683,000	46,019	636,981	
目 01 食品衛生費	481,000	36,409	444,591	
08 旅費	58,000	8,740	49,260	
02 普通旅費	58,000	8,740	49,260	
10 需用費	375,000	18,118	356,882	
01 その他の需用費	375,000	18,118	356,882	
11 役務費	31,000	6,951	24,049	
13 使用料及び賃借料	17,000	2,600	14,400	
目 02 薬務費	202,000	9,610	192,390	
07 報償費	42,000	0	42,000	
01 その他の報償費	42,000	0	42,000	
08 旅費	63,000	3,140	59,860	
01 その他の旅費	15,000	0	15,000	
02 普通旅費	48,000	3,140	44,860	
10 需用費	45,000	0	45,000	
01 その他の需用費	32,000	0	32,000	
02 食糧費	13,000	0	13,000	
11 役務費	47,000	5,870	41,130	

一般会計

(令和 5年度)
(令和 5年 6月30日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
13 使用料及び賃借料	5,000	600	4,400	
款 08 経済産業費	3,698,000	419,506	3,278,494	
項 06 農地費	3,698,000	419,506	3,278,494	
目 01 農地費	3,698,000	419,506	3,278,494	
10 需用費	2,187,000	175,406	2,011,594	
01 その他の需用費	2,187,000	175,406	2,011,594	
11 役務費	169,000	0	169,000	
12 委託料	1,342,000	244,100	1,097,900	
款 09 交通基盤費	3,133,000	1,059,965	2,073,035	
項 04 道路費	3,133,000	1,059,965	2,073,035	
目 02 道路橋りょう新設改良費	3,133,000	1,059,965	2,073,035	
10 需用費	1,877,000	145,165	1,731,835	
01 その他の需用費	1,877,000	145,165	1,731,835	
11 役務費	143,000	0	143,000	
12 委託料	1,113,000	914,800	198,200	
計	47,684,233	20,139,783	27,544,450	

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

(令和4年度)

節名	会計	款	項	目	執行済額(円)		
					3年度	4年度	左のうち、前年度からの繰越額分
(12) 委託料	一般	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費	4,342,806	2,497,115	
	一般	健康福祉費	感染症対策費	感染症対策費	1,285,504	1,361,360	
	一般	経済産業費	農地費	農地費	1,195,520	972,300	
	一般	交通基盤費	道路費	道路橋りょう新設改良費	563,500	807,000	
	一般	交通基盤費	河川砂防費	河川改良費	321,400	0	
	一般	交通基盤費	河川砂防費	砂防費	109,080	0	
計					7,817,810	5,637,775	
(14) 工事請負費	一般	経営管理費	経営管理費	資産経営費	3,080,000	0	
	一般	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費	0	6,544,890	
計					3,080,000	6,544,890	
(16) 公有財産購入費					0	0	
計					0	0	
(17) 備品購入費	一般	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費	0	227,500	
計					0	227,500	
(18) 負担金、補助及び交付金	一般	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費	35,500	27,500	
	一般	健康福祉費	福祉長寿費	地域福祉費	14,828,700	14,872,440	
	一般	健康福祉費	健康費	健康増進費	6,616,000	7,351,000	
計					21,480,200	22,250,940	
(21) 補償、補填及び賠償金					0	0	
計					0	0	

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

(令和5年度)

(令和5年6月30日現在)

節名	会計	款	項	目	執行済額(円)	
						うち、前年度からの繰越額分
(12) 委託料	一般	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費	208,037	
	一般	健康福祉費	感染症対策費	感染症対策費	0	
	一般	経済産業費	農地費	農地費	244,100	
	一般	交通基盤費	道路費	道路橋りょう新設改良費	914,800	
計					1,366,937	
(14) 工事請負費	一般	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費	0	
計					0	
(16) 公有財産購入費					0	
計					0	
(17) 備品購入費					0	
計					0	
(18) 負担金、補助及び交付金	一般	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費	23,000	
	一般	健康福祉費	福祉長寿費	地域福祉費	14,959,980	
計					14,982,980	
(21) 補償、補填及び賠償金					0	
計					0	

委託料に関する調

(令和4年度)

整理番号	委託業務名 (事務関係)	受託者	当初設計金額	契約金額			契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
				当初額	変更増減額	計						
1	御殿場合同庁舎消防用設備保守点検業務	広伸防災(株)	円 285,983	円 204,600	円 0	円 204,600	随契	R4.4.1 ～ R5.3.31	R4.6.20 R4.12.14	円 89,650 114,950	屋内消火栓、自動火災報知、非常放送設備等の保守点検	随契1号(少額)
									小計	204,600		
2	御殿場合同庁舎清掃業務	エイワサービス(株)	3,190,000	1,834,800	0	1,834,800	一般	R4.4.1 ～ R5.3.31	R4.5.16 R4.6.16 R4.7.15 R4.8.15 R4.9.15 R4.10.17 R4.11.16 R4.12.16 R5.1.18 R5.2.16 R5.3.16 R5.4.17	121,000 171,600 121,000 188,100 121,000 171,600 121,000 121,000 238,700 121,000 217,800 121,000	庁舎内及び庁舎外周の清掃	
									小計	1,834,800		
3	御殿場合同庁舎緑化環境整備業務	(株)ハヤシ造園土木	971,092	770,000	0	770,000	随契	R4.4.1 ～ R5.3.31	R4.5.16 R4.7.14 R4.9.12 R4.12.13	200,200 259,050 182,600 128,150	庁舎内及び庁舎外周の緑化環境整備	随契1号(少額)
									小計	770,000		
4	御殿場合同庁舎機械警備業務	セコム(株)	343,035	290,400	0	290,400	随契	R4.4.1 ～ R5.3.31	R4.5.16 R4.6.20 R4.7.15 R4.8.15 R4.9.15 R4.10.17 R4.11.16 R4.12.15 R5.1.18 R5.2.15 R5.3.15 R5.4.17	24,200 24,200 24,200 24,200 24,200 24,200 24,200 24,200 24,200 24,200 24,200 24,200	機械警報警備等	随契1号(少額)
									小計	290,400		
5	御殿場合同庁舎廃棄物搬出処理業務	(有)東富士クリーンサービス	311,272	185,328	0	185,328	随契	R4.4.1 ～ R5.3.31	R4.5.23 R4.6.21 R4.7.21 R4.8.17 R4.9.21 R4.10.20 R4.11.21 R4.12.23 R5.1.24 R5.2.22 R5.3.20 R5.4.20	15,444 15,444 15,444 15,444 15,444 15,444 15,444 15,444 15,444 15,444 15,444 15,444	可燃、不燃ごみの搬出処理	随契1号(少額)
									小計	185,328		
6	御殿場合同庁舎自動扉開閉装置保守点検業務	ナブコシステム(株)沼津営業所	94,833	82,500	0	82,500	随契	R4.4.1 ～ R5.3.31	R4.6.8 R4.9.30 R5.2.3	27,500 27,500 27,500	自動ドアの保守点検	随契1号(少額)
									小計	82,500		

委託料に関する調

(令和4年度)

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額			契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
				当初額	変更増減額	計						
7	(事務関係) 御殿場合同庁舎自家用電気工作物保安管理業務	(一財) 関東電気保安協会沼津事業本部	円 461,312	円 298,287	円 0	円 298,287	随契	R4.4.1 ～ R5.3.31	R4.4.28	円 298,287	自家用電気工作物の保安・管理	随契1号(少額)
8	御殿場合同庁舎浄化槽保守点検業務	(株) 東海衛生	132,766	92,400	0	92,400	随契	R4.4.1 ～ R5.3.31	R4.5.16 R4.6.20 R4.7.19 R4.8.16 R4.9.16 R4.10.19 R4.11.18 R4.12.20 R5.1.18 R5.2.17 R5.3.20 R5.4.17 小計	7,700 7,700 7,700 7,700 7,700 7,700 7,700 7,700 7,700 7,700 7,700 7,700 92,400	浄化槽の保守・管理	随契1号(少額)
9	御殿場合同庁舎空調設備保守点検業務	(株) 静岡日立	447,458	275,000	0	275,000	随契	R4.4.1 ～ R5.3.31	R4.6.16 R4.12.22 小計	137,500 137,500 275,000	空調設備の保守点検、冷暖房切替及びフィルター交換清掃	随契1号(少額)
10	御殿場合同庁舎電話設備保守点検業務	静岡電話工業(株)	214,956	154,000	0	154,000	随契	R4.4.1 ～ R5.3.31	R4.10.14 R5.4.14 小計	77,000 77,000 154,000	電話設備の保守点検	随契1号(少額)
11	自動車整備管理業務	(有) 堀江自動車整備工場	66,000	66,000	0	66,000	随契	R4.4.1 ～ R5.3.31	R4.4.28 R4.6.3 R4.7.4 R4.8.4 R4.9.1 R4.10.7 R4.11.1 R4.12.6 R4.12.23 R5.2.2 R5.3.6 R5.3.30 小計	5,280 5,280 6,600 6,600 3,960 5,280 5,280 5,280 6,600 6,600 3,960 5,280 66,000	公用車の1ヶ月点検	随契1号(少額)
12	感染性廃棄物処理業務	日本産業廃棄物処理(株)	2,640 (80L段ボール1箱当り) 3,410 (20Lペール缶1缶当り)	2,640 (80L段ボール1箱当り) 3,410 (20Lペール缶1缶当り)	0	2,640 (80L段ボール1箱当り) 3,410 (20Lペール缶1缶当り)	随契	R4.4.1 ～ R5.3.31	R5.1.18	17,380	感染性医療廃棄物の収集・運搬	随契1号(少額) ・ 単価契約
		角松商事(有)	1,760 (80L段ボール1箱当り) 770 (20Lペール缶1缶当り)	1,760 (80L段ボール1箱当り) 770 (20Lペール缶1缶当り)	0	1,760 (80L段ボール1箱当り) 770 (20Lペール缶1缶当り)	随契	R4.4.1 ～ R5.3.31	R5.1.19	8,580	感染性医療廃棄物の処分	
13	新型コロナ感染症発生届入力業務事務等補助者派遣業務	(株) ベルキャリアール沼津支店	2,202 (派遣者1人1時間当り)	2,200 (派遣者1人1時間当り)	0	2,200 (派遣者1人1時間当り)	随契	R4.4.4 ～ R4.6.30	R4.5.25 R4.6.21 R4.7.22 小計	217,800 237,600 261,800 717,200	新型コロナ対策業務の入力等事務補助者の派遣	随契1号(少額) ・ 単価契約

委 託 料 に 関 す る 調

(令和4年度)

整理 番号	委 託 業務名	受託者	当 初 設計金額	契 約 金 額			契約締 結方法	契約期間	支 出 年月日	金 額	委託業務 の内容	摘要
				当初額	変更増減額	計						
14	(事務関係) 新型コロナ 感染症 情報入力 業務等補 助者派遣 業務委託	(株)ベル キャリア エール沼 津支店	円 2,278 (派遣者1人 1時間当り)	円 2,200 (派遣者1人 1時間当り)	円 0	円 2,200 (派遣者1人 1時間当り)	随契	R4.7.1 ～ R4.9.30	R4.8.22 R4.9.22 R4.10.25	円 242,000 171,600 204,600	新型コロナ 対策業 務の入力 等事務補 助者の派 遣	随契 1号 (少額) ・ 単価 契約
									小計	618,200		
15	産業廃棄 物処理業 務	日本産業 廃棄物処 理(株)	16,500	16,500	0	16,500	随契	R4.10.18 ～ R5.3.31	R4.12.19	16,500	産業廃棄 物の収 集・運搬	随契 1号 (少額)
		三和金属 (株)	6,600	6,600	0	6,600	随契	R4.10.18 ～ R5.3.31	R4.12.19	6,600	産業廃棄 物の処分	
	事務関係 計	15 件								5,637,775		
	合 計	15 件								5,637,775		

委 託 料 に 関 す る 調

(令和5年度)
(令和5年6月30日現在)

整理 番号	委 託 業務名	受 託 者	当 初 設計金額	契 約 金 額			契約締 結方法	契約期間	支 出 年月日	金 額	委託業務 の内容	摘 要
				当初額	変更増減額	計						
1	(事務関係) 御殿場合 同庁舎消 防用設備 保守点検 業務	広伸防災 (株)	円 290,944	円 204,600	円 0	円 204,600	随契	R5.4.1 ～ R6.3.31	R5.5.30	円 89,650	屋内消火 栓、自動 火災報 知、非常 放送設備 等の保守 点検	随契 1号 (少額)
2	御殿場合 同庁舎清 掃業務	エイワ サービス (株)	3,410,000	3,168,000	0	3,168,000	一般	R5.4.1 ～ R6.3.31	R5.5.15 R5.6.15	214,500 289,300	庁舎内及 び庁舎外 周の清掃	
									小計	503,800		
3	御殿場合 同庁舎緑 化環境整 備業務	(株)ハヤシ 造園土木	928,433	770,000	0	770,000	随契	R5.4.1 ～ R6.3.31	R5.5.12	200,200	庁舎内及 び庁舎外 周の緑化 環境整備	随契 1号 (少額)
4	御殿場合 同庁舎機 械警備業 務	セコム(株)	350,658	290,400	0	290,400	随契	R5.4.1 ～ R6.3.31	R5.5.15 R5.6.15	24,200 24,200	機械警報 警備等	随契 1号 (少額)
									小計	48,400		
5	御殿場合 同庁舎廃 棄物搬出 処理業務	(有)東富士 クリーン サービス	324,310	198,000	0	198,000	随契	R5.4.1 ～ R6.3.31	R5.5.22 R5.6.21	16,500 16,500	可燃、不 燃ごみの 搬出処理	随契 1号 (少額)
									小計	33,000		
6	御殿場合 同庁舎自 動扉開閉 装置保守 点検業務	ナブコシ ステム(株) 沼津営業 所	96,648	82,500	0	82,500	随契	R5.4.1 ～ R6.3.31	R5.6.7	27,500	自動ドア の保守点 検	随契 1号 (少額)
7	御殿場合 同庁舎自 家用電気 工作物保 安管理業 務	(一財)関 東電気保 安協会沼 津事業本 部	470,538	298,287	0	298,287	随契	R5.4.1 ～ R6.3.31	R5.4.28	298,287	自家用電 気工作物 の保安・ 管理	随契 1号 (少額)
8	御殿場合 同庁舎浄 化槽保守 点検業務	(株)東海衛 生	135,307	92,400	0	92,400	随契	R5.4.1 ～ R6.3.31	R5.5.16 R5.6.19	7,700 7,700	浄化槽の 保守・管 理	随契 1号 (少額)
									小計	15,400		
9	御殿場合 同庁舎空 調設備保 守点検業 務	(株)静岡日 立	455,202	275,000	0	275,000	随契	R5.4.1 ～ R6.3.31	R5.6.19	137,500	空調設備 の保守点 検、冷暖 房切替及 びフィル ター交換 清掃	随契 1号 (少額)
10	御殿場合 同庁舎電 話設備保 守点検業 務	静岡電話 工業(株)	219,070	154,000	0	154,000	随契	R5.4.1 ～ R6.3.31			電話設備 の保守点 検	随契 1号 (少額)
11	自動車整 備管理業 務	(有)堀江自 動車整備 工場	82,500	82,500	0	82,500	随契	R5.4.1 ～ R6.3.31	R5.4.28 R5.6.8	6,600 6,600	公用車の 1ヶ月点 検	随契 1号 (少額)
									小計	13,200		

委 託 料 に 関 す る 調

(令和5年度)
(令和5年6月30日現在)

整理 番号	委 託 業務名	受 託 者	当 初 設計金額	契 約 金 額			契約締 結方法	契約期間	支 出 年月日	金 額	委託業務 の内容	摘 要
				当初額	変更増減額	計						
12	感染性廃 棄物処理 業務	日本産業 廃棄物処 理(株)	円 2,640 (80L段ボール 1箱当り)	円 2,640 (80L段ボール 1箱当り)	円 0	円 2,640 (80L段ボール 1箱当り)	随契	R5.4.12 ～ R6.3.31		円	感染性医 療廃棄物 の収集・ 運搬	随契 1号 (少額) ・ 単価 契約
			円 3,410 (20Lペール缶 1缶当り)	円 3,410 (20Lペール缶 1缶当り)		円 3,410 (20Lペール缶 1缶当り)						
		角松商事 (有)	円 1,760 (80L段ボール 1箱当り)	円 1,760 (80L段ボール 1箱当り)	円 0	円 1,760 (80L段ボール 1箱当り)						
			円 770 (20Lペール缶 1缶当り)	円 770 (20Lペール缶 1缶当り)		円 770 (20Lペール缶 1缶当り)						
	事務関係 計	12 件							1,366,937			
	合 計	12 件							1,366,937			

余 白

補 助 金

整理 番号	対象事業名	交付先	補助の 根拠	事業の実績	総事業費	補助金額
1	健康増進事業費 助成事業	御殿場市	健康増進事 業費補助金 交付要綱	健康増進法に規定する健康増 進事業を実施する市町に助成	円	円
		小山町			8,896,513	4,421,000
	計	1件	/	/	5,640,707	2,930,000
					14,537,220	7,351,000

支 出 調

(令和4年度)

補助率	交付決定		交 付		事業完了		摘要
	年月日	金 額	年月日	金 額	年月日	確認年月日	
2/3他	R5.3.22	円 4,614,000	R5.3.31	円 3,921,000	R5.3.31	R5.3.31 (R5.4.10)	
	R5.5.18	△ 193,000	R5.5.31	500,000			
	R5.3.22	2,930,000	R5.3.31	2,516,000	R5.3.31	R5.3.31 (R5.4.12)	
		R5.5.31	414,000				
		7,351,000		7,351,000			

負担金支出調

(令和4年度)

整理番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額	支出年月日
1	御殿場地区安全運転管理協会会費	御殿場地区安全運転管理協会	会則	令和4年度会費	円 23,000	R4.4.18
2	民生委員法第26条に基づく民生委員・児童委員の活動に要する費用の負担金	御殿場市外1町	民生委員法第26条	民生委員・児童委員活動手当及び地区協議会活動費用の県負担金	14,828,700	R4.6.30
3	安全運転管理者講習受講負担金	静岡県公安委員会	道路交通法第74条の3第8項	講習手数料	4,500	R4.10.11
4	民生委員法第26条に基づく民生委員・児童委員の活動に要する費用の負担金	御殿場市	民生委員法第26条	民生委員・児童委員活動手当及び地区協議会活動費用の県負担金(増加分)	43,740	R4.12.23
計		4件	/	/	14,899,940	/

負担金支出調

(令和5年度)

(令和5年6月30日現在)

整理番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額	支出年月日
1	御殿場地区安全運転管理協会会費	御殿場地区安全運転管理協会	会則	令和5年度会費	円 23,000	R5.4.19
2	民生委員法第26条に基づく民生委員・児童委員の活動に要する費用の負担金	御殿場市外1町	民生委員法第26条	民生委員・児童委員活動手当及び地区協議会活動費用の県負担金	14,959,980	R5.6.30
計		2件	/	/	14,982,980	/

余 白

建 築 工

整理 番号	予算科目	工 事 名	工事箇所	当初設計金額	契 約 金	
					当初額	変更増減額
1	健康福祉企画費	御殿場合同庁舎非常用照明器具修繕工事	御殿場合同庁舎	円 1,199,000	円 1,021,790	円 -9,900
2	健康福祉企画費	御殿場合同庁舎シャワー室内壁修繕及び多目的ホールブラインド更新工事	御殿場合同庁舎	円 1,650,000	円 1,650,000	円 0
3	健康福祉企画費	御殿場合同庁舎空調設備工事及び温水発生器更新工事	御殿場合同庁舎	円 1,826,000	円 1,738,000	円 0
4	健康福祉企画費	御殿場合同庁舎屋根修繕他工事	御殿場合同庁舎	円 2,299,000	円 2,145,000	円 0
		合 計	4件	6,974,000	6,554,790	-9,900

事 調

(令和4年度)

額	契約締結方法	受注者	着手完成(予定)年月日	支出済額	工事概要	公有財産台帳	摘要
計							
円 1,011,890	随契	株式会社静岡ケイテクノ	R4.7.20 R5.1.30	円 1,011,890	非常用照明器具の内蔵蓄電池について、更新周期を超過しており、停電時に点灯しない箇所の蓄電池を更新した。	—	令達 R4.4.1 最終支払 R5.3.3 随契1号 (少額)
円 1,650,000	随契	株式会社オサコー建設	R4.8.5 R4.10.25	円 1,650,000	各階シャワー室の内壁タイルの広範囲に浮きが見られたため、化粧板張りに改修した。また、故障していた多目的ホールのブラインド1台を更新した。	—	令達 R4.4.1 最終支払 R4.11.29 随契1号 (少額)
円 1,738,000	随契	株式会社静岡日立	R4.8.26 R4.11.22	円 1,738,000	空調設備の不具合箇所(室外機ラッキング、ドレンポンプ、加湿器、室内機基板、圧縮機)の修繕を実施した。また、故障していた温水発生器を更新した。	—	令達 R4.4.1 最終支払 R4.12.23 随契1号 (少額)
円 2,145,000	随契	岳南建設株式会社	R5.2.22 R5.3.31	円 2,145,000	雨漏りが発生していたため、屋根の軒樋及び立上り取合部のシート防水、谷樋の板金の修繕を実施した。また、3階階段室壁のクラックを補修した。	—	令達 R4.4.1 最終支払 R5.4.17 随契1号 (少額)
円 6,544,890				円 6,544,890			

公 有 財 産 調

(令和4年度)

区 分	令和4年3月31日 現 在		増		減		令和5年3月31日 現 在		摘要
	数量又 は面積	台帳 価格	数量又 は面積	台帳 価格	数量又 は面積	台帳 価格	数量又 は面積	台帳 価格	
行政財産		千円 633,886		千円 0		千円 18,926		千円 614,960	
土地	㎡ 9,641.45	190,901	㎡ 0	0	㎡ 0	0	㎡ 9,641.45	190,901	
立木竹	本 2,510	8,065	本 0	0	本 0	0	本 2,510	8,065	
建物	㎡ 1,843.64 2,792.80	433,238	㎡ 0 0	0 0	㎡ 0 0	18,368	㎡ 1,843.64 2,792.80	414,870	※1
工作物	個 45	1,682	個 0	0	個 1	558	個 44	1,124	※2
公有財産に準ずるもの		759		0		0		759	
電話加入権	台 14	759	台 0	0	台 0	0	台 14	759	

(注) 建物の数量欄は、上段に建築面積を、下段に延べ面積を記載

※1 減価償却による価格改定

※2 減価償却による価格改定

公 有 財 産 調

(令和5年度)

(令和5年6月30日現在)

区 分	令和5年3月31日 現 在		増		減		令和5年6月30日 現 在		摘要
	数量又 は面積	台帳 価格	数量又 は面積	台帳 価格	数量又 は面積	台帳 価格	数量又 は面積	台帳 価格	
行政財産		千円 614,960		千円 0		千円 0		千円 614,960	
土地	㎡ 9,641.45	190,901	㎡ 0	0	㎡ 0	0	㎡ 9,641.45	190,901	
立木竹	本 2,510	8,065	本 0	0	本 0	0	本 2,510	8,065	
建物	㎡ 1,843.64 2,792.80	414,870	㎡ 0 0	0 0	㎡ 0 0	0	㎡ 1,843.64 2,792.80	414,870	
工作物	個 44	1,124	個 0	0	個 0	0	個 44	1,124	
公有財産に準ずるもの		759		0		0		759	
電話加入権	台 14	759	台 0	0	台 0	0	台 14	759	

(注) 建物の数量欄は、上段に建築面積を、下段に延べ面積を記載

借 地 借 家 等 調

(令和5年6月30日現在)

整理番号	区分	種別	所在地	地目		数量又は面積	借料		契約期間	所有者又は契約者氏名	用途
				台帳	現況		単価	年額			
1	土地	森林地	駿東郡小山町須走木ノ根坂国有林500と林小班内			m ² 2.00	円 3,000	円 0	R5.4.1 ～ R8.3.31	静岡森林管理署長	看板敷地(毒きのこ注意)
2	土地	普通河川	御殿場市竈字寺ノ上641-1			m ² 12.00	円 0	円 0	R2.4.1 ～ R7.3.31	御殿場市長	河川占有(庁舎通路)
3	土地	普通河川	御殿場市竈字寺ノ上643-6			m ² 16.00	円 0	円 0	R2.4.1 ～ R7.3.31	御殿場市長	河川占有(庁舎通路)
4	土地	道路	御殿場市萩原字永原1438-1			m ² 1.58	円 0	円 0	R4.4.1 ～ R9.3.31	静岡県知事	看板敷地(庁舎案内)
5	土地	普通河川	御殿場市竈字水道1110-5			m ² 0.28	円 0	円 0	R2.4.1 ～ R7.3.31	御殿場市長	河川占有(雨水等放流)
6	土地	普通河川	御殿場市竈字水道1090-2			m ² 2.54	円 0	円 0	R3.4.1 ～ R8.3.31	御殿場市長	河川占有(遊歩道設置)
	計					m ² 34.40	円 3,000	円 0			

事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調

(令和5年度)

(令和5年6月30日現在)

区分	事業名又は契約名	内容	契約額	(契約額の年度別内訳)						
				令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	年度	年度
長期継続契約	電子複写機賃貸借契約	当所で使用する電子複写機の賃貸借契約 (契約日) 平成31年4月1日	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円	円

行政財産貸付・使用許可調

(令和5年6月30日現在)

整理 番号	区分	種別	所在地	地 目		数量又 は面積	貸付料又は 使 用 料		貸付又は 使用許可 期 間	貸付又は使用 許可を受けた 者の氏名	貸付・ 使用許 可目的
				台帳	現況		単価	年額			
							円	円			
1	建物	事務所建	御殿場市 竈字水道 1113	鉄筋コンク リート造 地上3階建	m ² 2.25	円 免除	円 免除	R4.4.1 ～ R7.3.31	静岡県御殿場 食品衛生協会 会	事務室	
2	〃	〃	〃	〃	m ² 0.07	円 免除	円 免除	R3.4.1 ～ R8.3.31	御殿場市	地域防災 無線	
3	〃	〃	〃	〃	m ² 2.00	円 50,000	円 50,000	R5.4.1 ～ R8.3.31	カ・コーラボトラーズ ジャパン(株) ベンディング中部 日本地区統括 部ベンディング静岡 支店	飲料用自 動販売機 の設置及 び飲料の 販売	
4	土地	庁舎敷地	〃	宅地 宅地	m ² 11.39	円 免除	円 免除	R4.4.1 ～ R7.3.31	静岡県御殿場 食品衛生協会 会	駐車場	
5	〃	〃	〃	〃	電柱2本	円 1,500	円 3,000	R4.4.1 ～ R9.3.31	東京電力パワー グリッド(株) 静岡総支社	電力供給	
6	〃	〃	〃	〃	支線1本	円 1,500	円 1,500	R3.4.1 ～ R8.3.31	西日本電信電 話(株) 静岡支店	光ケーブ ル架線	
7	〃	〃	〃	〃	m ² 0.18	円 免除	円 免除	R5.4.1 ～ R6.3.31	日本郵便(株) 御殿場郵便局	郵便差出 箱	
合 計							円 54,500				

備品・図書調

(令和 4年度)

区分	令和 4年 3月31日 現在	増		減		令和 5年 3月31日 現在
		数量	購入 価格 (円)	数量	売却 価格 (円)	
01-02 台類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-03 いす類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
01-04 収納保管庫類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
01-05 印刷機器類	1	(0) 0	0	(0) 1	0	0
01-10 印判類	7	(0) 1	9,700	(1) 1	0	7
01-15 電話器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-99 その他の庁用器具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
02-01 情報処理機器類	17	(2) 4	217,800	(0) 2	0	19
02-02 情報伝達機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
02-03 再生機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
03-02 観察・観測用光学機器類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
03-03 視覚用再生等機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
04-01 診療・診断用機器類	7	(0) 0	0	(0) 0	0	7
04-02 衛生検査用機器類	8	(0) 0	0	(0) 0	0	8
04-03 看護用機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
04-06 獣医用機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
04-07 防疫機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
04-99 その他の医療衛生機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
05-06 環境化学機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1

備品・図書調

(令和 4年度)

区 分	令和 4年 3月31日 現在	増		減		令和 5年 3月31日 現在
		数 量	購 入 価 格 (円)	数 量	売 却 価 格 (円)	
05-10 身体測定用機器類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
08-01 車両類	5	(0) 0	0	(0) 0	0	5
50-01 図書	11	(0) 0	0	(0) 0	0	11
計	75	(2) 5	227,500	(1) 4	0	76

令和 5 年度中増減なし

主 要 備 品 調

(令和5年6月30日現在)

整理 番号	区分		品名・規格	利用状況	購入年月	購入金額
	大・中	小				
1	1-4	移動書庫	イトーキ ESD型移動式収納棚6連	常時(年間365日) 事務用	平成7年 12月	円 581,229
2	4-1	滅菌消毒機器	卓上高压滅菌機 HRM-242 II	月1回程度(年間12日) 検査器具等の消毒に使用	平成7年 1月	420,000
3	4-2	機能検査機器	最大O2 摂取量測定装置 コンビ エアロバイク800	年1回程度(年間1日) 健康づくり事業等で使用	平成5年 3月	377,320
4	4-2	機能検査機器	最大O2 摂取量測定装置 コンビ エアロバイク800	〃	平成5年 3月	377,320
5	4-2	機能検査機器	最大O2 摂取量測定装置 コンビ エアロバイク800	〃	平成5年 3月	377,319
6	4-2	機能検査機器	全身反応測定装置 ヤガミ YB-1100	〃	平成5年 3月	323,873
7	3-3	その他の投影機	液晶プロジェクター ELP-50	月1回程度(年間12日) 会議等で使用	平成13年 2月	313,950
8	4-2	機能検査機器	肺機能測定装置 AS-300	年1回程度(年間1日) 健康づくり事業等で使用	平成5年 3月	305,910
9	4-7	その他の防疫機器	防護服 TST防護服ユニット	バイオテロ、感染症患者 発生時等に使用	平成14年 1月	296,100
10	4-3	模型	蘇生法教育人体モデル JAMY II RECO	年1回程度(年間1日) 災害時救急研修等で使用	平成9年 2月	261,810